# 世界の児童と母性

## 海外福祉情報

*MOTHER AND CHILD*
*WELLBEING*
*AROUND THE WORLD*

*CURRENT*
*OVERSEAS INFORMATION*

第3号

1976年10月

編集委員（50音順）

久保秀史
上智大学教授

五島貞次
武蔵大学教授

高城義太郎
厚生省児童福祉専門官

田村健二
東洋大学教授

平井信義
大妻女子大学教授

福田垂穂
明治学院大学教授

松本武子
日本女子大学教授

森重敏
東京都立大学教授

岡浩正
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

世界の花：国花と州花

タイ：
ヒツジグサ
（スイレン）
……スイレン科

ベルギー：
ヒナゲシ
（グビジンソウ）
……ケシ科

イタリア：
ヒナギク
（デージー）
……キク科

ポーランド：
サンシキスミレ
（パンジー）
……スミレ科

オハイオ州
ノイバラ
（ノバラ）
……バラ科

バングラデシュ：
ハス　白
（ホワイトリリー）
……スイレン科

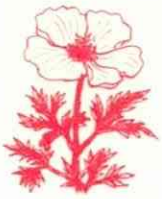

カリフォルニア州：
ハナビシソウ
（カリフォルニアポピー）
……ケシ科

西ドイツ：
ヤグルマギク
（ヤグルマソウ）
……キク科

デンマーク：
ムラサキツメクサ
（アカツメクサ）
……マメ科

イングランド：
セイヨウバラ
（バラ）
……バラ科

トルコ：
チューリップ
（ウッコンコウ）
……ユリ科

カン国：
ムクゲ
……アオイ科

ギリシャ
ハアザミ
（アカンサス）
……キツネノマゴ科

オーストラリア：
フサアカシア
……マメ科

ニッポン：
ヤマザクラ
……バラ科

スウェーデン：
セイヨウスズラン
（ドイツスズラン）
……ユリ科

# 世界の児童と母性 －海外福祉情報－ 第3号 1976年10月

*MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD －CURRENT OVERSEAS INFORMATION－*

## 目次


**解説** ＯＭＥＰ－ワルシャワ会議に向けて－……森 重敏 2

スウェーデンの労働者階層の若い母親たち……山崎道子 7

トルコにおける母と子の施設……Ｍ.ギョエケル 14

児童手当制度の最近の動向……坂本佶三 18

**施設の横顔** タイの養護施設……福田垂穂 24

シドニーの保母養成機関……小林芳文 26

アメリカ・アイオワ州の児童育成の診断センター……松本佑子 28

ランチョ・ロス・アミーゴス病院……加賀美暎子 30

**トピックス** バングラデシュの母と子－悲しみを乗越えて－……長田満江 33

韓国における養護施設の現状と今後の展望……大谷嘉朗 36

ベルギーにおける児童福祉活動……小山一宏 39

子どものしつけと社会福祉……岩永信吉 44

**国際会議** 第18回国際社会事業教育会議と国際社会福祉会議……松本武子 46

第２回国際社会事業団会議と職員研修会－国際社会福祉の問題点－……児玉怜子 48

**その他** 世界の婦人の活動／英国の婦人会活動－Ｗ.Ｉ.に参加して－……山崎美貴子 50

世界の育児／西ドイツにおける幼児教育の基礎……成田弘子 54

あれ・それ・これ……59

自主性

ウガンダで

イタリアの子どもの絵

タンザニアの母子対策

ミニ紹介１～４……13，36，43，53

編集後記……60

世界の花：国花と州花

財団だより

学校の帰り，ブダペストで

# ＯＭＥＰ
## —ワルシャワ会議へ向けて—

森　重　敏
東京都立大学教授

### ＯＭＥＰ参加10年

ＯＭＥＰの第11回世界会議がフランスのパリで開かれてから，今夏でちょうど10年になる．幼児教育に関する世界的機構としてのこの世界会議は，わが国における幼児教育界にとり，またわたくし個人にとっても，きわめて意義深いものとなっている．というのは，それまでオブザーバーとして個人的にいく人かが出席していたにすぎなかったわが国が，日本ＯＭＥＰ委員会を結成することによって世界ＯＭＥＰに参加したいという意図を，この世界大会に表明したのであり，その結果，翌1967年９月のＯＭＥＰ本部委員会で日本ＯＭＥＰ準備委員会（1966年１月発足）が承認され，次のワシントンにおけるＯＭＥＰ第12回世界会議で，ＯＭＥＰへのわが国の正式加盟が決定されたからである．

しかも，わたくしにとっては，他の出席者と同様に個人参加ではあるが，当時日本ＯＭＥＰ準備委員会（日本保育学会，日本私立幼稚園連合会，全国国公立幼稚園長会，全国国公立大学付属学校連盟幼稚園部会，日本私立短期大学協会保育科研究委員会，全国社会福祉協議会保育協議会，全国保母養成協議会，全国私立保育園連盟の８団体の代表で構成）に全国保母養成協議会会長として参画していた関係上，そしてまた，そのとき勤務していた学校の職責（東京家政大学保育科長）を果したい希望もあって，幸い私立短大協会からのご援助などにより，はじめて海外への学術出張を果すことができたことが，つい昨日のことのように，意義深いものとして回想されるのである．

このような意味で，わたくしには，いわば公私ともにＯＭＥＰ参加10年を迎えたことになるので，ここにその感懐を新たにし，明年の世界会議（ワルシャワ会議）へ向けて，ＯＭＥＰの性格と，その発展およびそれへの参加の模様を記してみたい．

### ＯＭＥＰの目的

ＯＭＥＰとは何か，まずその起源と意味について明らかにしておかねばならない．

ＯＭＥＰとは，フランス語のOrganisation Mondiale pour l'Education Préscolaireの頭文字からとったことばで，英語でWorld Organization for Early Childhood Education（世界幼児教育機構）の意味である．

ＯＭＥＰは，胎児期から８歳ごろまでの子どもの発達のあらゆる面に関し，精神医学の教育者，小児科医，教師，保母，精神医学者および心理学者，政府および地方自治体の役人，ソーシャルワーカー，および両親

に対して，保育問題のための会合の場を提供している．その主な仕事は，8歳以下の子どもに対する深い理解を増進し，形成期にある幼児の研究を通じて得られた経験や知識を，異なる国々の間で分かち合うことである．

このＯＭＥＰの目的は，規約（第2条）でうたっているように，「(1)世界各国における幼児・児童の研究とその教育を促進させて，幸福な幼年生活と家庭生活を育成し，これを通じて世界平和に寄与する．(2)保育学校（ナーサリー・スクール）の教育（就学前教育）を促進させる」ということである．これらの目的を果すため，隔年（第13回世界会議より3年ごと）世界会議を開くほか，各国の教員養成事情，優良幼児図書，その他の研究，調査を常時行って，情報交換をしている．そして1968年度からＯＭＥＰの編集で幼児教育の国際的専門誌 "International Journal of Early Childhood" を刊行（年2回）しているのである．

### ＯＭＥＰが誕生するまで

ＯＭＥＰは，児童に関する知見の増進と児童環境の改善とに多大の精魂を傾けた著名な婦人の頭脳の所産であった．すなわち，ＯＭＥＰの起源は，1946年3月，イギリスの進歩的な思想の持主であり，幼児教育の実践家として知られているアレン女史（Lady Allen of Hurtwood）が，第2次世界大戦後の混乱がまだ残っていたスカンジナビアへ講演旅行をして，幼児教育に関心をもつ多くの人々に，直接，国際的な幼児教育機構をつくる必要性を訴えたときに求めることができる．

すなわち，スウェーデンで，同女史がさっそくそこのミルダル夫人（Mrs. Alva Myrdal）と国際機構創設の方法について協議したのに続き，同年7月には，そうした意図の実現のために，数か国から一団の有志がロンドンに集った．そして，11月，パリのユネスコ本部でこの機構実現化の計画が練られ，翌'47年5月に準備委員会設立のための会議がコペンハーゲンで開かれた．さらに，翌'48年5月にパリで開かれた会議で，この準備委員会は，同年8月プラハで開かれるユネスコ主催の世界児童教育セミナーに引続いて最初の幼児教育世界会議を聞き，各国の政府，多くの組織，および個人が参加するよう招請することを決定した．

### ＯＭＥＰ世界会議と主要議題

こうして誕生したＯＭＥＰの第1回世界会議は，5大陸を代表する18か国の参加により，ミルダル夫人を初代総裁に選び，相互の援助と協力のための組織的な国際機構を設けることの可能性を中心議題に討論がなされ，まもなく各国委員会が11か国に設立されたのである．

1949年8月には，パリのユネスコ本部で，第2回会議がアレン女史を総裁に開かれた．この世界会議では，33か国の代表が出席し，ＯＭＥＰ規約が採択された．

その後，世界会議は，次のように隔年（第13回より3年ごと）開かれた．（「　」内は世界会議の主要議題）

第3回，1950年，ウィーン（オーストリア）．「幼児の基本的要求」総裁：エルビニエール・ルベール女史（Madame Herbinière Lebert），フランス．

第4回，1952年，メキシコ市（メキシコ）．「幼児のための就学前の施設における社会的役割」総裁：同上．

第5回，1954年，コペンハーゲン（デンマーク）．「幼児教育のための教師の選択と訓練」総裁：同上．

第6回，1956年，アテネ（ギリシャ）．「家庭の内外で生活する子どもの1歳時期の重要性」総裁：フレンスマーク氏（Harald Frensmark），デンマーク．

第7回，1958年，ブリュッセル（ベルギー）．「幼児教育における連続と統一との重要性」総裁：同上．

第8回，1960年，ザグレブ（ユーゴスラビア）．「遊び—幼年期に不可欠のもの—」総裁：グディコーンツ博士（Bess Goodykoontz），アメリカ．

第9回，1962年，ロンドン（イギリス）．「幸福で健康な次の世代」総裁：ガッバード女史（Miss Hazel Gabbard），アメリカ．

第10回，1964年，ストックホルム（スウェーデン）．「激変する世界のなかの子ども」総裁：スカール博士（Ase Gruda Skard），ノルウェー．

第11回，1966年，パリ（フランス）．「子どもの生活における大人の役割」総裁：同上．

第12回，1968年，ワシントン（アメリカ）．「児童の権利—その可能性の実現—」総裁：ニヤレー博士（G. Nialet），フランス．

第13回，1971年，ボン（西ドイツ）．「幼児期における遊びの教育的役割」総裁：同上．

第14回，1974年，カラカス（ベネズエラ）．「幼児教育の目標」総裁：同上．

### 30年たったＯＭＥＰ

このようにして発展してきたＯＭＥＰは，発足以来，今日でちょうど30歳を迎えたことになるが，加盟している各国の委員会とともに，その意義と影響はしだいに増大している．いかなる個人あるいは団体も，人種や主義や国籍や政見などを理由に，この機構の会員資格から除外されることはない．ＯＭＥＰは，宗教的，政治的および人種的な見解の異なる大人たちが，幼児の福祉と発達への関心を促進させて家族の基礎を強固にするために，共に協調して働くことができるということを世界に示し得るのである．

こうしてＯＭＥＰは，幸福な児童期と家庭生活を助長することによって，より深い国際理解と世界平和とに寄与すること，子どもに関する研究上の多大の知識・技術の取得を助長すること，および子どもの要求を満たす機会を与えることを目指すもので，その目的の達成に協力しようとする人々や組織のために，機会や可能性をつくり出し，各国のいろいろな専門の代表者に会合の場を提供しているのである．

なお，ＯＭＥＰは，子どもの発達，健康，および一般的養護の問題についてはＵＮＩＣＥＦ（ユニセフ・国連国際児童緊急基金）と，教育や成人の訓練の問題についてはＵＮＥＳＣＯ（ユネスコ・国連教育科学文化機構）と，また家族のための好ましい環境や望ましい生活条件に関する問題についてはＥＣＯＳＯＣ（経済社会理事会）と，それぞれ協議できる体制をそなえている．

### わが国が加盟表明したパリ会議

ここで，冒頭にあげたＯＭＥＰ第11回国際会議のことにもどって，当時の会議の模様をあらあらまとめてみよう．

この世界会議が開かれたのは，1966年7月18日から23日までの6日間，パリのエッフェル塔にほど近いユネスコ本部である．翌月，ソ連のモスクワ大学で開催される国際心理学会議への出席などを兼ねて，わたく

パリ・ユネスコ本部

しは，日本から団体参加した20数人のものとは別に単独で出発し，現地で，会期の間，この訪問団に接触することができた．43か国から800人以上の幼児教育関係者が，前掲の中心テーマをいだいて集った本会議は，フランスの文部，保健，外務各省の後援のもとに，同時通訳の設備のある会場の大講義室（第1号室）で開催された．

世界会議初日（月曜）の午後3時，この広大な第1号室で開会式挙行．文部省をはじめとする開催国の上記各省の役人，関係国の大使館員，およびユネスコの関係者などの臨席のもとに，約1,000人が列席した．フランス古歌のコーラスにはじまり，本会議の議長役を務めるフランス文相フーシェ氏（M. Christian Fouchet），ＯＭＥＰフランス国内委員長ルベール女史，ＯＭＥＰ総裁，オスロ大学教授（心理学）スカール女史のあいさつがあった．会議語は英仏両語のほか，フランス国内委員会の提案で，はじめてスペイン語が併用された．

メーンレクチュアと総会がこの大講義室で行われ，また，各国の関係者による映画もこの第1号室で上映された．わが国（日本ＯＭＥＰ準備委員会）は，日私幼製作の映画「ともだち」を上映して，きわめて好評を博した．

大ホールでは，前記フーシェ文相によって開幕された美術国際展が，同国内展といっしょに催された．また，広い待合室では，今会議の中心テーマに関連して書かれた世界各国の幼児画など，関係各国から出品された幼児教育資料が展示された．

世界会議2日目（19日）から4日目（21日）にかけては，がいせん門近くのポール・バレリー（Paul Valéry）女子小学校が第2会場として用いられ，「幼児教育や幼児教育施設における親の役割」「文化の違いに基づく子どもの生活と親」といったテーマで，講演やシンポジウムがあり，また，それについての討論や各国からの研究発表が行われた．さらに，この学校と隣合せになっている Paul Valéry 保育学校でも，会期中，児童玩具委員会や病院内の学校による展示物，フランス委員会の組織と保育学校保母協会の仕事とに関する図表などが展示された．

21日（木曜）の午後には，ブーローニュの森（Bois de Boulogne）近くのフォッシュ通り（Avenue Foch）に並んだ18台の大型バスで，12班に分れて，パリ近郊の幼児施設（保育所，保育学校，遊び場，子供図書館，水泳プール，劇場，児童余暇利用センターなど）の見学．現地の公会堂その他で多大の歓待を受けた．

### 未加盟国の加盟表明

こうして会議が順調に進行していく過程で，スカール総裁は，毎日，まだＯＭＥＰ国内委員会が結成されていない各国に，将来，その委員会が構成されることを期待して，その代表国を迎え入れていた．したがって，当時，そうしたＯＭＥＰ未加盟国の代表者は，自国の問題や計画について語るとともに，加盟の希望を表明する機会が与えられたのである．

わが国の場合，５日目（７月22日）の夕方，第２会場で，われわれ日本人だけに対するレセプションが催されたのであるが，その席で，今は亡き日本保育学会副会長小川正通氏が，山下俊郎国内準備委員長（日本保育学会長）の英文メッセージを朗読された．その内容は「日本の準備委員会が認められ，次回から日本が正式参加を承認されることは，本会の発展ともなる」というものであった．日本に対する総裁の暖かい好意と，当時の楽しいふんい気が目の当りにほうふつと浮んでくる．

そして，最終日（７月23日）の朝，未加入数か国の代表による公式スピーチが，アルファベット順に５分間ずつ行われた際，小川教授が，わが国幼児教育の問題点を発表された

このあと，午前10時，さきの本会議で講演をしたユネスコ理事長ルネ・マユ氏（M. René Maheu）の臨席のもとに，閉会式が行われた．このときも開会式の場合と同じように，リシャール・バルディ（Richard Valdy）合唱団によるすばらしいフランス民謡のいくつかが歌われた．

会が終ると，モーターランチでセーヌ川を遊覧．そして，夜，リュテティアホテル（Hotel Lutétia）でサヨナラパーティー．参加者約500人．フランス委員会が，ブルターニュ郷土芸能団のフォークダンスやフォークソングを振舞えば，客側も各国のお国自慢を飛入りで演じるなど，国際色豊かな会であった．そして，各人，次の第12回大会が開かれるワシントンでの再会を誓い合って，別れとなった．

### 幼児教育の発展のために

これによって，わが国の準備委員会は認められ，1968年１月，「ＯＭＥＰ日本委員会」として正式にＯＭＥＰ本部で承認されたのである．こうして日本は，第12回会議からはじめて正式に参加することになり，山下委員長，日名子太郎常任委員，多田鉄雄委員が正式代表として出席した．

以後，ＯＭＥＰ世界会議は３年ごとに開かれることになり，その間，次の世界大会の中心テーマをめぐって，初年度に加盟各国の国内会議，次年度に地域会議（日本は，オーストラリア，ニュージーランド，フィリピンなどとともに極東大平洋地域に所属）で討議を重ねた後，世界会議の開催に向かうことになったのである．

このようにして，ＯＭＥＰは，その後ボン（71年），カラカス（74年）の各会議を経て，明年８月22日～29日，ワルシャワ（ポーランド）で第15回世界会議の開かれることが予定されている．その主要課題は「子どものよりよき発達のために」となっており、この統一テーマのもとに，「子どもとおきて」（第１分科会），「子どもの発達の問題」（第２分科会）などの分科会がもたれることになっている。このワルシャワ大会の成功を期待するとともに，わが国幼児教育の発展のためにも，保育界からの多数の参加を望みたいものである．

# スウェーデンの労働者階層の若い母親たち

山崎道子（やまざきみちこ）
国立精神衛生研究所児童精神衛生部
精神発達研究室長

## はじめに

本題にはいるまえに，スウェーデンの市民生活の概況について触れておきたい．

スウェーデンは，社会保障が「揺りかごから墓場まで」といわれ，すべての国民に行きわたっている，社会福祉の最も進んだ国としてあまりにも有名である．過去40年間，政権を担当してきた社会民主党の社会福祉への力の入れ方は他に比類がなく，国家予算の40%以上を占めている．高福祉が国民の税金で賄われているからには，当然の高負担に，さらに募る物価高に国民の不満も広がっており，社会民主党の次期政権の座が危ぶまれていることも伝えられる昨今である．

年収3万クローネ（約180万円）の低所得の子ども2人家族で35%，7万クローネでは47%の税金がとられる．その結果は，自由主義社会でありながら，徹底した富の平均化が行われており，社会主義国家をしのぐ程になっている．

## 国民の生活状況

国民の医療・教育・住宅・労働・文化・公害問題・老人や青年の諸問題など，いずれも欧州の先進国のなかで，最も行きとどいた制度をもち，諸対策が進んでいるといわれる．

国民の平均寿命は78歳で，先進国でも最も長寿国として知られている．

家族数別世帯構成の割合は次の通りである．

| | |
|---|---|
| 1人世帯 | 22% |
| 2人世帯 | 28% |
| 3人世帯 | 21% |
| 4人世帯 | 17% |
| 5人またはそれ以上 | 12% |

核家族の割合は先進国のなかで最高率を示している．

| | |
|---|---|
| スウェーデン | 96.0% |
| フランス | 89.9% |
| イギリス | 87.6% |
| アメリカ | 85.8% |
| スイス | 84.8% |
| 西ドイツ | 84.2% |

## 市民の生活

38%が個人住宅に住み，残りがコミューンや公団のアパートに住んでいるが，その広さや設備は近年著しく改善されて，1部屋と台所の狭い住宅に住むものは5%にすぎないといわれる．公害のない，美しい地域

環境の維持が，行きわたった都市計画のもとで進められている．1例をあげると，家屋の新築や増築どころか，外装のペンキの色まで許可が必要で，周囲との調和を乱さないように配慮が要請されるということだ．

大抵の家庭に冷凍庫があり，台所設備は水準が高く，スーパーマーケットなどにみられる質のよい全・半加工食品の存在が，主婦の家事労働を軽減させている．

男女平等もかなり進んでおり，給料・賃金の面でも先進諸国のなかで最も格差の少ない国であり，150万人の有職婦人（全人口810万）のうち，従来は男性労働者の分野とされてきた重工業分野への進出も近年めだっている．

教育の普及率は高く，義務教育は9年間で，高校進学率は85%に及んでいる．現在進行中の新しい学校制度では，生徒一人一人に，各自の関心・能力・条件に応じて，成長の機会が与えられるべきであるという考えが適用されている．学校の教育が家庭にもちこまれることは少なく，子どもたちはのびのびとしており，休日ともなると家族そろってハイキングなどに出かける．大学など高等教育の在籍者は，該当年齢層の30%である．大学生活はかなり経済的に厳しいものが多く，年間1,200クローネ（7,8万円程度）の奨学金の支給をほとんどの学生が受けており，このインフレ下ではとても足らず，アルバイトに迫られ，大学生の不満は強いといわれる．

学歴はさして重要でないが，余暇の利用として成人学校，夜間の職業学校，青年会などの利用者が多く，楽しく生活することを重んじている．

フリーセックスの国スウェーデンといわれているが，結婚してからはただ一人の配偶者を守るし，男性も結婚後は一人で夜遊びに出かけたりしないとのことだ．

以上概略したように，進んだ，整った福祉国家の人たちの家族生活や，家族内の人間関係や，母親の養育態度などに，さらに興味がもたれる．だが，その方面の文献を手に入れることは容易でなく，詳細なことはあまり知られていない．

### 現代の母性についての意識調査

すでに世界青年意識調査報告書[文献1)]として公表されているが，先進国である西欧諸国，開発途上国，社会主義国と，さらにわが国を含めた11か国の青年の意識の比較調査の結果は，青少年と母親との関係に，わが国と西欧諸国との間には差がみられ，なかでもスウェーデンとは顕著な差がみられた．わが国の母親たちは青少年（子ども）と感情的に同一化し，母親にとって子どもは生き甲斐であり，したがって期待感が強く，子どもにとっては強い圧力にもなっており，受験の過当競争を招いている．他方，スウェーデンでは，子どもは幼児期から一個の人格として扱われている．思春期の年齢になると，不当に禁止されることも，進学に圧力をかけられることもなく，子どもの希望や適性にしたがって方向が決められる．18歳になるとほとんどの子どもは家を離れて生活する．福祉国家スウェーデンでは老後保障が完全に行きわたっているから，親が老後を子どもに託す必要のないことが，子どもに過剰期待をかけなくてすむ大きな要因になっているとみられる．

以下は1970年代の初期に，人口45万のマルモ市で実施された調査結果からひきだされた労働者階層の若い母親たちの意識であり，そこには子どもたちとの関係

や，母親の養育態度が示されている．

調査対象は，学齢前の子どもをもつ30歳以下の労働者階層の母親たちであった．方法は，個人面接調査によった．調査結果には，労働者階層の下位文化が影響しているが，一般化される面も多くみられた，と著者(後述)は述べている．

調査の目的は，現代の母性を特徴ずけているきわだった面を明らかにすることにあるとしているが，労働者階層は家族内対人関係や，子どもの養育態度に，概して保守的傾向が強いとされており，労働者階層の母性のノルマのいくつかをみつけることにより，現代の傾向を明らかにしようとしているように思われる．著者の示すいくつかの傾向を挙げてみる．

**消費の新しい使途―与えることと報われることの倫理―**

以前は，親が子どもに支出するのは，通常は必需品の購入のためであった．そして両親は，子どもにかける支出を，将来，子どもが自分たちの面倒をみてくれるのだから，報われると考えていた．しかしながら現代の親たちは，このような考え方を望まなくなっており，感謝の気持などを示す，子どもの直接の反応に，強調がおかれるようになってきた．

子どもたちにかける支出は，確かに変化してきた．玩具やスポーツ用具などは，ほかの物価に比べて比較的に安価で，あまり値上りしていない．子どもたちは玩具や衣類をあれやこれや買ってもらう．事実，子どもたちは家庭の支出の中心になることも多い．子どもたちが多くの物を受けとることは，物質的な感覚の変化を意味するが，精神的意味も大きい．つまり，強調は，「多くの玩具」におかれるよりも，「受けとる」ことにおかれる．

今や，子どもをもつことは，支出の新しい使途を意味する．支出について語るとき，母親は子どもに使う金額を強調し，同時に，子どもの感謝の念の重要性を強調した．贈与するものと，受けとるものとの，この相互作用は，非常に明白な精神的影響をもっている．感謝の念が子どもの側に要求される．

それは，直接的な感謝の行動にとどまらず，礼儀正しさ，正直，手を洗うことなどのような親の要求や期待に，子どもが主体的に反応することも含まれる．

「感謝の念」とは，社会学者ジンメルによると，受けとった贈与は，決して返し得ない意識として特徴ずけられる．感謝の念が生む著明な関係のなかで，受けとるものは，贈与者に対し，ある永続的な位置におかれることになる．子どもは，受けとった贈与により，永続的な精神的要求が課せられることになる．これらの要求は，子どもが贈与を受けとることの貨幣の裏側として，苦い，甘い，の関係でみられる．

なかでも感謝の念の要求は，この調査では年齢の高い母親たちに強く現われていた．若い母親たちも子どもにかかる支出の大きさを強調したが，そこでは，かの女ら自身が「間違った行動」をとっていることの反省もみられた．

ある若い交換手は，「母親たちは子どもに弱い・望んでいるよりも多くのものを与えてしまう．母親たちは子どもを溺愛している」と述べた．

**子ども中心**

子どもは新しい状況に順応する能力をもつ存在とみ

ストックホルム市営の無料幼児遊園

なされてきた．だが，今や，一般的順応能力の仮説は存在しないようにさえみえる．

子どもたちはまさに母親の注目の的になっている．母親は子どもたちがちゃんとやっているか，どこも悪いところはないか，と絶えず気を配っている．母親はかなり足しげく児童福祉診療所に子どもをみせることを期待している．最初からずっと母親は子どもたちの観察者でなければならないし，ありそうな症状を探していなければならないなど．子どものなかには，非常に敏感で，極端に恥ずかしがりやで，特別な処遇を必要としているようなものもみられた．母親たちのなかには，子どもに対して，あまりにも決定的な態度をとるものもみられた．

### 保育所とよばれる相いれない場所

保育所の問題はたびたびマスコミで採りあげられているし，面接したすべての母親たちが学齢前児童をもっていたので，市営の保育所は母親の関心事であろうと調査者たちは予想したが，母親たちは保育所についてほとんど知らなかった．母親たちのほとんどは子どものために申請したことがなかったし，市営の保育所はかの女らとは無関係とみていた．保育所がかの女ら

の家の窓からみえる範囲にあるのだが．

あかの他人に幼児の世話をしてもらうことは，これらの母親たちの多くを概して不快にさせるようにみえた．母親たちの大部分は自分たちの子どもを他人に世話させることに反対した．労働者階層の下位文化のノルマでは，子どもは母親の注目の中心におかれるべきであると，非常にはっきりと述べていた．

要約すると，下位文化のノルマに従って，子どもは母親の注目を独り占めする権利をもっており，子どもは支出の中心であり，母親の注目の的であり，精神的要求の中心であった．

しかしながら一方では，子どもが母親たちの生活のすべてになることに反対して，母親たちは，ある境界を設けるべきということを述べており，ノルマをはっきりと認めることができた．

### 削減の意識

スウェーデンは，避妊社会として特徴づけられてきた．

子どもたちの存在により課せられる新しい削減は，親の生活に確かに現れる．経済的水準，行動の自由などはまさしく減じられる．母親は新しい生活を制限されたものとして経験しているが，母親にとっては，これらの制限は，ある意味では自発的なものなのだ．ある母親は，「母親たちは，子どものいなかった時のように自由はない．母親たちは責任があるし，子どもから離れることはできない．とにかく，母親たちは子どもが大切なのだ」と述べた．2人の子どもの母親は，「母親たちは，確かに子どもに縛られている．ときどきつまらなくなることも確かだ．だが，子どもをもつことを自分で選んだのだから」と．ある母親は，「まえには夫婦でよくダンスに行った．それはもう不可能だ．だけれど，このことはわかっていたのだから問題はない．とにかく，娘はわれわれの最大の関心事だ」と．

ほとんど例外なしに，そして，まさに同じ言葉で，若い母親は，第1子をどんなに望んでいたか話してくれた．

母親たちの新しい生活が，制限されたことは確かである．ある意味では，子どもは，母親たちの心理的生活を独り占めしているようにみえた．しかしながら新しく思えるのは，母親たちの大部分が，このような仕方で，自分たちの状況を解釈していたということである．母親たちは制限されている生活をある程度認知していたし，子どもが心理的中心であることも知っていた．制限を知ることは重要である．制限されている状態を知ることによってのみ，制限を越えて進むこともできるし，子どもとの距離を保持し，境界の重要性を評価することもできる．さらに今日では，母親たちは，妊娠に対し，その運命を明らさまに責めることができない．「われわれはこの変化をわかっていた．……自分たち自身が選択したのだ」と述べているように，自己—意識的な個人化された責任の感覚から，独特の種類の諸条件を形成するように思える．

### 境界保持の試みについて

母親たちの支出・注目・要求・夢・願望は，子どもたちに的を当てているが，これらの態度や行動は，責任の下位文化のモラルに深くかかわっているように思われた．この責任は，個人化された自己—意識的種類のものであるように考えられた．そこで，責任のモラ

ルは，また，子どもの絶えざる侵入に対し，一定の境界の保持を含むようにみえた．見苦しくない母親であるためには，母親たちは，子どもが自分たちの生活のすべてであり，最終的なものになることに反対して，一定の境界を確立するようにすべきであると強調している．

物理的な意味での一定の境界を保持するための試みが，労働者階層の母親たちによってなされているが，少し採りあげてみよう．

現代の親たちの多くは，かれら自身が子どもだったころは狭いアパートに暮していたが，この20～30年の間，住宅政策が行きわたり，住宅は広さや設備の面で格段の進歩を遂げた．調査対象者たちのアパートは，なお狭い例もあったが，多くは最も現代的な設備をそなえていた．

母親たちと子どもたちとの境界を保持するために，「大きな部屋」と呼ばれている居間に，子どもははいることを許されていなかった．

居間はすてきな家具を備え，だれかが突然立寄っても，いつも整頓され，清潔な場であることが必要だし，また，母親と父親が夕べのコーヒーをのむ場所であり，友だちと会話をもつ場所である．

若い労働者階層の母親たちにとり，境界保持の二者択一は何であるか．これらの母親たちの少数は仕事をもっていなかった．また知的な，情緒的な精神活動が要求される他の仕事をもつようにも思えなかった．中流階層や上流階層の母親たちは，子どもたちに侵されない場をもっている．面接した労働者階層の母親たちは，代りに，物理的意味で境界を設けることを試みようとしているようにみえた．そこで，子どもたちは「大きな部屋」にはいることが許されなかった．大きな部屋は大人の場所であるから．

## 要約と結語

現代の母性をきわだたせるものは何か．スウェーデンは避妊社会として特徴づけられてきたが，このことは，必ずしも合理的に計画されて親になることを意味しない．だが親になることは，計画されたものであろうとなかろうと，避妊の環境のなかで生じることを意味している．当然，計画されて親になることの可能性は大きいし，促される．たとえ受身で子どもをもったとしても，今では当人の意志によるとみなされる．そこで，明確な個人化した種類の責任が生ずるようにみられるのだ．母親として見苦しくない限界を示している．家の鍵を子どもに預けて勤務に出る母親のことがしばしば引用されるが，現実にはみつけることがそう容易ではない．

第1子の出産の時期は，母親たちにとり，合理的に動機づけられていた．

母親たちは子どものための支出の大きいことを強調したが，子どもがこの贈与を受けとることは，感謝の念，従順，よい行動の精神的要求を伴っていた．さらに子どもの感情や行動は，母親の注目の的にされているようにみえた．「私は家庭にとどまり，子どもの世話をし，子どもの成長をみとどけたい」と．母親たちは個人化された感覚から，子どもが他人の世話を受けとることが，モラルに外れることに思えるのだ．「母親が子どもを世のなかに出したのだから，母親は子どもの世話をするのが当然だ」と．そこで，これらの労働者階層の母親たちの大部分は「保育所が存在するのは保育

所を必要とする人たちにとってはよいことだ」と述べてはいるが，かの女たちにとって保育所は自分や自分の子どもとは関係のない，相いれない場所にうつっていた．

母親たちは人間としての子どもの考え方を強調するが，子どもに的を当てる注目は強烈であった．見苦しくない生活のモラルは，物質的な意味においては，生活の確実な仕方を含んでいた．十分な設備の整った家屋，見苦しくない服を着た子どもたち，客が不意に立寄ったとき案内できる清潔な居間を意味した．さらに，精神的に見苦しくない母親であるための生活には，子どもとの一定の境界を設けることの重要性が含まれていた．そのために居間には子どもを入れないやり方をとっていた．居間は両親の場所であるのだ．

労働者階層の母親たちにとって，明白な物理的境界の保持は，母親自身としての生活の場を保つために残されたただ一つの二者択一であり，この意識的な境界の保持は，責任の個人化の裏側であるように思える．

この独特の緊張は，労働者階層の母親たちの生活を特徴ずける中心的なものに思えた．拡大する支出，強烈な注目，心理的中心になる子どもたち．そのために子どもが，母親たちの生活のすべてであり，最終的なものになることに対して，境界を保持しようとする良識的試みがなされているのだ．

本題の内容は下記に全面的に負っている．

Sellerberg, Ann-Mari: The Life of Young Working-Class Mothers in Sweden. (Journal of Marriage and the Family. May, 1975.)

スウェーデンの児童健全育成対策に関しては，本誌第2号（1976年4月）を参照されたい．

その他の参考文献

1)世界青年意識調査報告書．総理府青少年対策本部．昭和48年7月．

2)昭和48年・昭和49年度日本青年海外派遣団報告書．総理府青少年対策本部．

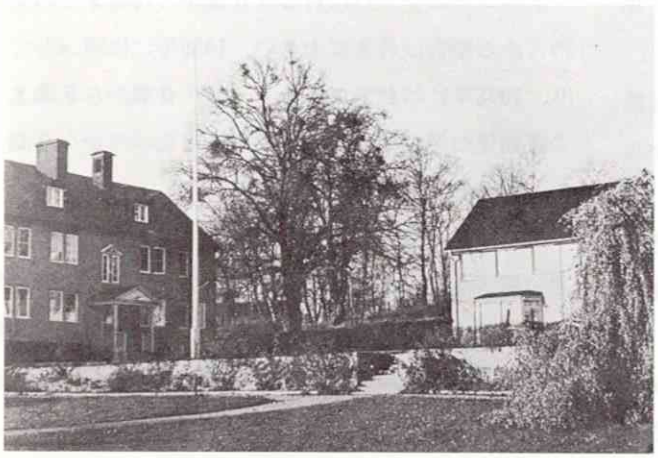

ミニ紹介1：国立エクノス女子上級教護院（EKNÄS SKOLHEM）—エンケピン

ストックホルムの北西80キロ，広大な森に囲まれた施設で，13～20歳の非行女児を収容．非行内容は主として麻薬と売春．非行児は児童法と青少年法に基づき，親の承諾なしに収容される．寮舎は閉鎖寮と開放寮にわかれ，総定員27人．15歳児以下は義務教育を，16歳児以上は職業教育を受ける．学習・裁縫・家庭科・理科教室，セラピー室，体育館があり，体育館にサウナがある．土・日曜は休みで外出できる．地域社会との交流もある．週10.1～26クローネ支給．（1クローネ＝約70円）

# トルコにおける母と子の施設

メディム・ギョエケル
(MEDIM GÖKER)
在日トルコ大使館文化参事官

## 保健医療サービスの概略

トルコにおける母子福祉は，母子の身体的･社会的･心理的健全育成に関連した業務と制度を対象とし，とくに親による正当な保護と指導を受けられない児童の問題に力をいれている．

児童福祉は逐年ますます社会的サービスを強調しているが，あらゆる開発途上国においては，恒常的な公衆衛生と医療サービスを，まずもって組織化せねばならない．このことは母子死亡率が，その国の児童福祉の進歩の度合のおもな指標になっていることでもわかる．トルコの場合も，初期には児童福祉の主たるプログラムは，小児病院，保健所，子どもに予防接種や免疫接種を行う巡回班のような健康サービスであった．

トルコの一般的な保健制度は，いくつかの私的施設とならんで，州，大学，軍，勤労者保険総合病院から成っている．広範囲にわたる無料保健サービスが，東部の24地区で行われている．これは4段階に組織されている．基本単位は，村の助産婦に指導される「保健の家」で，平均2,000～3,000人を対象としている．現在2,250の「保健の家」が，医師の指導のもとに860の支部を構成している．そして67か所の保健所から成る第3段階には，59の一般病院と6つの産院がある．

## 家族計画と小児死亡率

トルコ政府は家族計画を重視してきた．とくに1965年，計画出産のための特別法が通過して以来，家族計画のためのクリニックは，ゼロからはじまって1970年に512か所になった．農村に対しては，これらのクリニックは巡回診療班によって援助されている．この計画の目標は，毎年，妊娠可能な年齢の婦人の少なくとも5パーセントに対して，家族計画サービスを行い，1977年までに約400万人の婦人を教育し，トルコの人口増加率を，現在の1,000人当り26人という高い水準から低下させることにある．

トルコでは全人口に対して0歳から14歳までの児童の占める割合は非常に大きい．1955年には39.4%であり，1975年には42%である．一方，0歳から5歳までの乳幼児の死亡率は，成人死亡率に比べてかなり高くなっている．

一般に農村では，ほとんどすべての女子はとくにひどい障害がないかぎり結婚し，結婚しない婦人は0.2%（多くて1%）である．女子の67%は16～19歳で結婚するが，農村ではこれが15～18歳となる．いいかえれば，農村では女子の4分の3が20歳前に結婚することになり，高い早婚率はそのまま多産につながっている．

統計によると，トルコの農村では，婦人は50歳までに6人を出産する．婦人の約半数が結婚後1年以内に母親となり，90%が4年以内に母親となる．以上のことはすべて，質と量との両面において母子福祉の重要性を示している．

しかし高い出生率は，とくに1歳前の乳児の比較的高い死亡率によって，ブレーキをかけられている．農村では1歳以前の乳児死亡率は，死亡者1,000人に対し168人と非常に高くなっている．トルコ全体の乳児死亡率は，死亡者1,000人中153人であり，都市では113人となっている．最近数年間は，産科・小児科設備の増加と，農村への家族計画の施策の浸透とによって，乳児死亡率は穏当な水準まで低下してきた．

農村婦人は平均6人を出産するが，世論調査の結果，80%以上の婦人が，多くて3人の子どもしか望んでいないことが明らかになった．とはいうものの，文化的背景や社会的価値による制約から，農村では独身女性は普通であるとは思われていない．農村では日本と同様，見合い結婚が行われており，男子の家と最も親しい親類の婦人が，娘の家へ行かされて縁談をまとめる．婚姻にあたっては，子どもを産むことが最も重要な要因のひとつとして考えられている．

### 母の施設と子どもの施設

トルコにおけるこのような事業の第一歩は，肺結核，トラコーマ，マラリヤ，栄養不良などの疾患とたたかう公衆衛生として，50年ほどまえにはじめられた．伝染病根絶計画は，農村の助産婦によって，衛生の初歩的原則を啓蒙するというかたちで行われた．

WHO（世界保健機構）やUNICEF（国連国際児童緊急基金）の援助を伴う公的財源の増加により，政府はこれらの基本計画を実現することができた．現在では，出産前から出産，出産後を通じて，母親に対する無料の健康管理が州立病院と保健所で行われている．

児童福祉施設では，子どもを最適の身体的・情緒的条件のもとで養育するための，専門的助言がなされている．そのほか，学童の保健，予防接種と診断，精神薄弱児のカウンセリング，非行少年の矯正施設などがあり，とくに最近10年間は，都市で保育所や託児所の開設がある．

保育所には公営のもの，職場や工場直営のもの，ときには私営のものがある．保育所は，おもにイスタンブール，アンカラ，イズミール，アダナ，エキセヒールなどの大都市に限られている．3歳までの乳幼児を受けいれる託児所は，ふつう工場や大きな官庁など，多くの母親が働く可能性のある職場に設けられている．また，2歳～6歳児を対象とする保育園や，学齢前の4歳～6歳児を対象とする幼稚園には，公立のものと，個人によって運営される私立のものとがある．

### 恵まれない子どものために

不幸にして，すべての父親や母親が子どもに愛情を抱いているわけではないし，愛情をいかにして表現したらよいかわからない親たちもある．そのためトルコでは，そのような恵まれない，ないがしろにされた子どもたちには，特別な保護が必要であるとして，60年ほどまえの立法で，かれらを監督し援助するための制度を確立した．1921年，児童福祉協会（Çocuk Esirgeme Kurumu－Ç. E. K.）が，恵まれない，ないがしろにされた子どもとその母親を，出生前から出生後まで援助

する目的で創設された．協会の本部はアンカラにあり，支部はトルコ各地にある．協会はそれらの子どものために，託児所30，保育所18，総合病院16，産院1，幼稚園2，食料無料配給所2を運営している．

トルコではC. E. K. の施設のほかにも，同様の事業に携わっている別の機関がある．1975年には約30,000人の子どもが，これらの機関の援助を受けたが，ほぼ同数の子どもたちは，施設の不足から，これらの恩恵にあずかることができなかった．

### Hacettepe大学と小児保健研究所

アンカラ，イスタンブール，そのほかの主要都市の大学医学部には，母子福祉のためのクリニックや学科が設けられている．そのなかで重要なのは，高等看護学校，保健技術学校，看護学校であり，これらは医療サービスの充実に貢献している．アンカラ大学には，1965年に設置された「医療社会センター」がある．これらの施設の業績のほとんどは，児童か母親，あるいは両者を対象としたものである．

この問題について語るとき，トルコにおけるユニークな施設，Hacettepe（ハセッテペ）大学に触れなくては不完全のそしりを免れない．すなわちハセッテペ大学は創設以来，母子福祉についてきわめて広範に寄与してきた．"hacet"は「要求」とか「必要」とかいうことを意味し，"tepe"は「丘」とか「頂上」とかを意味する．それゆえにこの名前は，人々の要求や，恵まれない人々にこたえる丘の頂を意味する．

ハセッテペ(Hacettepe)大学の歴史は，1206年，セルジュクトルコのスルタンが，カイセリ(Kayseri)に建てた保養所兼学校（Şifaiya）にまでさかのぼる．カ

アンカラの小児病院で

イセリはカエザリア（Caesarea,小アジアの古い名称）時代すなわち古い時代，中央アナトリアで有名な市で，ここにスルタンは，妹のゲベール・ネシベ（Gevher Nesibe)王女の要請で,病院と医学校を建てた．2つは別々の建物にあったが，建物は連結され，共に携えて機能した．スルタンと王女は2つの施設を維持するための基金を設けたが，この施設は20世紀初頭まで機能し続けてきた．その間，建物の補修が必要となったり，財政的に困難に直面したりしたこともあった．しかし1969年，ハセッテペ大学の一部として公式に復興した．

小児保健研究所建設の事業は，1954年，アンカラのHacettepeとよばれる丘の頂ではじまり，数年後に完工し，小児病院（Hacettepe Çocuk Hastanesi)と名付けられた．1961年，医療技術，看護学，栄養学，理学療法，リハビリテーションの諸部門をもつ保健学校が，研究所に併設された．1963年，ハセッテペ大学医学部が創設され，続いて他の学部が設けられた．1967年には，アンカラ郊外のカイセリとベイテペ（Beytepe）

に分校をつくるための特別法が国会を通過した.

ハセッテペ大学保健学部には，家庭経済の専修学校があり，以下の3つの学科に分かれている.

1. 児童の育成と発達.
2. 家庭経営と家族経済.
3. 食物と栄養.

教育課程は，初年度が全学生共通の基礎科目，その後の3年間が専門科目である．3つの学部の卒業生は全員，病院，学校，児童福祉施設の職につく．教育学のコースを併せて終了した者は，婦人のための施設や保健学校で教職につくことができる.

女性だけの理学療法およびリハビリテーション学校は，養護学校の人員養成に特別に力をいれている.

1954年に設立された小児保健研究所は，小児科学に社会医療的，外科学的標準を導入し，胎児期から青年期までの健康を増進し，幼児と児童の死亡率を低減させることを目標としている．研究所は500床のハセッテペ大学小児病院と密接なつながりがあり，医学部学生，インターン生，レジデント，保健学科その他の卒業生の小児科研修や，小児保健の指導的研究に，格好の施設を提供している.

### 病院行政制度

現行制度は，2,000床のハセッテペ大学基金病院，アンカラ郊外の貧民地区に出産用30床をもつギュルベレン（Gülveren）母子保健クリニック，アンカラに近いエティムサット（Etimesut）で50床をもつ地方病院，ハセッテペ大学小児病院などで採用されている.

トルコではこのほかに，母子の健全育成に重点をおいた，中級の保健補導学校がある．また助産婦学校（Ebe Okullari）は，医者が得られそうにない，事実望むべくもない農村で，出産の世話をする助産婦を養成している．トルコ厚生省とトルコ赤十字の看護学校と助産婦学校では，保健一般という重要な職務のために，若い人材を教育し，訓練している.

1961年に，フローレンス・ナイチンゲール高等看護学校が開校した．学校のあるその病院で，120年以上もまえのクリミヤ戦争の期間中，ナイチンゲールは英国軍人のために働いたのである．ここの卒業生は，卒業後一定期間，産院か小児病院で働くことになっており，それに適したプログラムで教育されている.

児童福祉の領域で，指導的役割を果しているのは，児童援護育成協会（Yardim Sevenler Derneği）である．これは1928年に設立され，51の州と70の地区に支所をもっている．この協会は，親からないがしろにされた子どもや，その他の恵まれない人々に，手仕事を与えて有意義な生活を送らせるとともに，作品を売って収入を得させようと活動している.

1個の動物が生長するのに必要な時間の総量は，ふつう動物の大きさによって異なる．猫や犬は1年のあいだに完全な大きさになり，生殖が可能になる．しかし人間については，そのことは全く異なる．生れたばかりの人間は，われとわが身をどうすることもできない．成熟と完全な大きさには，15～20年以前では到達できない．それゆえに，幼児ないし子どもと母親との関係は，他のいかなる生物よりも根深くかつ長きにわたる．そのことは重要であり，当然理解されねばならない．この基本的事実を無視する社会は，みずからの存在と幸福を愚かにも危うくするであろう.

# 児童手当制度の最近の動向

坂本佶三
厚生省児童家庭局前児童手当課長

はじめに

「児童手当」という言葉は人口にかいしゃしている言葉なのであろうか．昨年8月私が児童手当課長に発令された直後，周囲の人々に聞いてみて感ずる思いはこのようなものであった．しかし，「おいおい坂本君，児童手当は廃止しては困るよ」という声も聞かれた．そのように言う人はおおむね子どもを3人もっている者である．わが国の児童手当制度は長い間の検討期間を経て，昭和46年5月児童手当法成立によって始まった．近々5年前のことである．ところが昨今，いろいろな観点から児童手当廃止論がかまびすしくなった．いわゆる福祉見直し論の一つの的となっている．このところ児童手当制度は大きな岐路に立たされているといっても過言ではない．

以下，現在の児童手当制度の概要を述べ，次に最近におけるこの制度をめぐる論議にふれ，ご参考に供したいと思う．

## 1．児童手当制度の概要

わが国の児童手当制度の骨組みは次のようになっている．

1．この手当は，3人以上の子をもつ多子世帯に支給されている．

支給対象は多子世帯である．やや難しい表現をつかうと，義務教育終了前の児童を含む3人以上の児童（児童とは，18歳未満の子どもを指す）をもっていることが必要である．受給者は通常はその児童の父である．児童手当はこのような父に対し，第3番目以降の子ども1人につき月額5千円が支給される．たとえば，子どもが3人いてそれぞれ7歳，5歳，3歳としよう．この場合1×5千円で5千円が月額となる．子どもが4人いてそれぞれ10歳，7歳，5歳，3歳の場合は，2×5千円で1万円が月額となる．他方，上記子ども3人の場合，3番目の子どもが高校に進むと児童手当は出なくなる．また，子どもが4人の場合，3番目の子どもが高校に進学しても，4番目の子どもがまだ義務教育終了前であるから5千円にダウンして手当が出る．なお，この5千円や1万円は毎月支給されるのではなく，毎年2月，6月，10月の3期にまとめて支払われる．

このように児童手当は多子世帯を対象に支給されるが，その理由は，多子世帯は，一般に子どもの養育費負担が重く，児童福祉の観点から十分配慮する必要があり，それもとくに，児童の義務教育終了までの期間

が重要であると判断されたからにほかならない．私もときどき結婚の披露宴に呼ばれる．来賓の方々が,「新郎新婦は新しく家庭を築かれるわけでありますが，家庭がいつも平穏無事であるとは限りません．波風が立つこともありましょう」などと言ったり，私もまた言ったりする．家庭に波風が立つ場合はいろいろあろうが，最も大変なのは，夫の失業，疾病であろう．これらの事件は楽しかるべき家庭を貧困のどん底につき落す．貧困原因にはまた多子もある．勤めている会社などから十分な家族手当が出るとよいが，通常はそのようなものは出ないか，出ても名目的で少額である場合がほとんどである．なかには金持だから子どもを沢山生むという人もいるかも知れない．しかし，私たちの周囲を見ても，平凡なサラリーマンで，男男と続いたからなんとか女の子が欲しい．あるいは逆に，女女と生れたからなんとか男の子が欲しいというような人が結構いるものである．

2．児童手当を支給する場合には受給資格に所得制限があり，金持には出ないことになっている．

今年の5月，諸物価等の上昇にあわせ所得制限額を引上げた.例を給与所得者にとると,両親と子ども4人の6人世帯で昨年の年収が464万5千円を下回っている必要がある．両親と子ども3人の5人世帯ではこの限度額は432万円である．これらの限度額は今年6月1日から適用されている．

3．支給費用の一部として会社などの事業主から拠出金をいただいている．

児童手当の費用をみると，昭和51年度では，国庫負担分712億円，都道府県市町村の地方負担分356億円，事業主負担分496億円の計1,564億円となっている．児童手当は，全国民を対象にその多子世帯にあまねく支給されているが，その経理は2本立てになっている．一つは会社などに勤めるサラリーマンなど被用者のグループ，他は，被用者でない農民・自営業者などの非被用者のグループである．被用者グループのほとんどは，厚生年金保険や船員保険の被保険者であるが，これらのグループについての費用は，国，地方でそれぞれ$\frac{2}{10}$，$\frac{1}{10}$を負担するが，残る$\frac{7}{10}$は，事業主負担となっている．また，非被用者グループについては，国，地方のみがそれぞれ$\frac{4}{6}$，$\frac{2}{6}$と全額を負担している．上記の事業主負担分496億円は，被用者グループのための費用として事業主からいただいているお金であることにご注意願いたい．事業主負担分は，厚生年金保険等の標準報酬の千分の1.2に当るものを，都道府県の社会保険事務所などを通じ徴収させていただいている．これは，サラリーマン1人当り約150円程度を会社に負担していただいている勘定になる．また，被用者グループ，非被用者グループとも，市区町村長から児童手当が支給される．

なお，国家公務員，地方公務員，公共企業体職員については，公務員グループとして上記2グループとは別になっており，費用は，国，地方公共団体，公共企業体がそれぞれ負担するとともに，児童手当を支給するものは各省庁の長やそれぞれの団体の長などとなっている．

ちなみに，各グループごとの受給者数を見ると，昭和50年10月現在で，被用者グループ97万9千人，非被用者グループ115万人,公務員グループ25万9千人,計238万8千人となっている．

以上のように，現行の児童手当制度は，児童3人以

上の多子世帯を対象に，とくに第3番目以降の，義務教育終了前の児童1人当り月額5千円を支給する制度であるが，このような制度がどのような経緯を経て現在に至っているか，その辺を垣間見ることにしよう．

## 2．児童手当制度の経緯

### 1．児童手当法成立(昭和46年)まで

わが国で，現行の児童手当制度のように，児童の養育費負担に着目し，家庭からその負担の軽減を図ろうとする仕組みが制度として検討されたのは，昭和16年までさかのぼることができる．昭和16年1月22日人口政策確立要綱なるものが閣議決定されている．この要綱によると，「家族の医療費，教育費その他の扶養費の負担軽減を目的とする家族手当制度を確立すること．これがため家族負担調整金庫制度（仮称）の創設等を考慮すること」とされている．[1] これは当時の戦時体制下においてとくに人的資源確保の意図から出たものであり，結局この考えは具体的には検討されなかった模様である．

また戦時中のことであるが，前千葉県知事友納武人氏によると，氏は昭和19年ころから戦後の情況を案じられ，「不況が予想されるので，子どもなど多くの家族を養育している者の生活が苦しくなる傾向は避けられないだろう」との見通しのもとにいろいろ家族手当制度に関する勉強を始められ，終戦直後の9月ころ，「家族手当保険制度要綱案」なるものを取りまとめられたとのことである．氏によると，この要綱案で最も苦心した点は家族手当の支給主体を事業主とした点であり，この点は，戦後「多子家族をかかえている従業員が企業での家族給の負担が大きいため逐次解雇される傾向にある．次に，各企業間における家族給の支給状況は不均衡であって，現状のまま放置すると，家族給を支給する事業主は自由競争における敗北者になることがまぬがれない．そこで，事業主を家族手当の支給主体とし，これに国庫負担などを導入することとすれば，家族手当（家族給）に関する事業主の負担を平準化することができる．さらには，現在では家族給を支給していない小企業をも含み，すべての事業主を通じて家族手当の支給が制度的に確立し，かつ事業主の負担がスムーズに行われる」との判断に立ってのお考えであったようである．[2] 氏の要綱案は案にとどまったが，一種の保険システムによる家族手当制度を考えられた点は注目に値しよう．

戦後になって，厚生大臣の諮問機関である社会保険制度調査会（昭和21年設置）においても家族手当制度は議論された．同調査会が昭和22年にまとめた社会保障制度要綱において，「児童手当金は義務教育終了年齢以下の子女に対して支給する」「第1段階では，被用者の家族手当保険制度の速やかな実施が必要である」とされている．また，昭和23年内閣総理大臣の直轄機関として設置された社会保障制度審議会の社会保障制度研究試案要綱（昭和25年）においても，「現下の社会情勢において生活窮乏の原因が多子にあることは明らかであり，とくにその責任は児童にあるとは考えられないので，社会保障制度の一環として児童手当を考慮する必要がある」との認識のもとにやや具体的に検討されている．[3]

以上のように，戦前はさておき昭和20年代においては，児童手当問題は，多子世帯の生活安定を図ることを中心に，かつ民間の家族給との調整問題も含めて，

制度として真剣に検討されていたのである．

昭和30年代に至り，昭和33年現行の国民健康保険法の制定，昭和34年には国民年金法の制定と，わが国で国民皆保険，皆年金がほぼ実現される見通しが立ったころから，社会保障の光が子どもたちにもやっとあたり出すようになった．とくに昭和34年11月，国際連合における児童権利宣言で,「子どもの多い家庭に属する児童については，その援助のため，国その他の機関による費用の負担が望ましい」と述べられて，これを契機にわが国の有識者間に児童手当の必要性が再び強く意識されるようになった．

他方，そのころもう一つの方面から児童手当にアプローチするものがあった．それは折からの高度成長政策との関連で，将来の労働力確保の問題が心配されだしたのである．わが国の出生率は，戦後昭和23・24年のいわゆるベビーブームから年々急速に減少し，昭和35年には純再生産率が1を割り，いわゆる置換えレベルの出生率を割るまでに低下した．当時の高度成長との関連で将来の人手不足が懸念され，これとの関連で，若年労働力確保，その質の強化，労働力の流動化などの対策が重要な施策として意識され出したのである．

以上のような背景から，昭和35年厚生大臣の諮問機関である中央児童福祉審議会，あるいは経済企画庁長官の諮問機関である経済審議会などにおいて，児童手当制度の検討が要請されることになり，昭和36年厚生省としては，中央児童福祉審議会に児童手当特別部会を設置し，具体的な検討段階に進むことになる．昭和39年に行われた同特別部会の中間報告は，諸外国の児童手当制度について詳細にふれるとともに，わが国における児童手当の意義について深く考究している点で，今なおバイブル的価値を失わない．

同中間報告は，児童手当制度の意義に4つの側面があるとしている．①児童福祉の観点，②社会保障の観点，③賃金体系の観点，④所得格差是正の観点の四つである．まず①児童福祉の観点は，わが国憲法における義務教育無償の原則と同じく，当然の国の義務として，無差別平等に児童の福祉を図る必要があり，このため児童手当を支給する．②社会保障の観点は，有子または多子貧困原則に基づき児童手当を支給する．③賃金体系の観点は，国の手による児童手当制度を設けることにより，民間企業からその年功序列型賃金あるいは家族手当に関する負担を消去し，職務給への純化を図ることにより，労働の流動化を図る．④所得格差是正の観点は，大企業労働者＝年功序列型賃金，中小零細企業労働者・農民＝職務給という一般的図式を，国の手による児童手当制度を導入することにより打破し，産業間の所得格差をなくす．同報告は以上のような極めて示唆に富む分析を行うとともに，児童手当制度について基本的な構想を示し，さらに政府に対しより掘り下げて検討するよう要請した．

昭和42年11月厚生省は，厚生大臣の私的諮問機関として学識経験者による児童手当懇談会を設置し，今一歩考究することになった．翌年12月同懇談会報告がなされたが，同報告こそ現在の児童制度の原型となるものである．その骨子は次のようなものであった．①全国民を対象にする，②義務教育終了前のすべての児童に手当を支給する，③拠出制グループ（いわゆる被用者グループ）については月額3千円，拠出制をとることが当面困難と思われる自営業者・農民などの無拠出制グループについては月額1千5百円，④無拠出制グ

ループについてのみ受給者に所得制限を設ける，以上であった．この報告を受け，厚生省として公式の機関を設け検討することになり，昭和44年厚生省に児童手当審議会を設けた．同審議会は翌年9月次のような中間答申を行った．①全国民を対象にするが，経理は被用者グループと非被用者グループとに分ける，②児童3人以上の家庭を対象とし，とくに義務教育終了前の児童が3人以上いる場合の第3子以降の児童につき支給する，③手当額は月額3千円とする，④所得制限は行わない．厚生省はこの報告をもとに児童手当法案のひな型をつくり，関係機関との折衝を経て国会に提出，昭和46年5月現行の児童手当法成立の運びとなったのである．

2．児童手当法成立後

昭和46年5月児童手当法が成立し，翌昭和47年1月から支給が始まった．当初義務教育終了前の第3子は5歳未満まで，翌年は10歳未満までと段階的に実施され，現行のように第3子が義務教育終了前であるすべての児童に拡大されたのは昭和49年4月からである．また児童手当月額は当初は3千円であったが，その後の国民の生活水準等の上昇に即応し昭和49年10月から4千円，昭和50年10月から5千円と引上げ現在に至っている．

昭和51年度については，最近の安定成長・低成長の社会的背景のもとに福祉見直し論が台頭し，児童手当制度も基本的に見直すべきだとの意見もあり，手当額の引上げは見送ることにし，新たに約2千5百万円の調査費を計上し，国民のこの制度に関する意識，企業のこの制度に関する期待などの調査を行い，併せて有識者の調査も行うこととし，わが国の児童手当制度としてはどのようなものがふさわしいのか，この点を基本的に検討する考えである．

次に，児童手当制度をめぐる昨今の論議に簡単にふれてみよう．参考までに諸外国の児童手当制度をみると，第1子以降のすべての子どもに児童手当を支給している国は55か国（オーストラリア，カナダ，スイスなど），第2子以降の子どもを対象に支給している国は5か国（フランス・英国など），わが国と同じく第3子以降としている国は，わが国のほか南アフリカ共和国，モーリシャスなど4か国，第4子以降はソ連1国である．なお，米国には全国民を対象とする児童手当制度はない．また，西独は，昭和49年までは第2子以降の子どもに無拠出制の児童手当を支給していたが，昭和50年1月からは，第1子までに拡大するとともに所得税とのリンクを図り，所得税との相殺方式をとることにした．所得税非課税世帯には児童手当は満額出ることになる．なお，これとの見合いで子どもに対する税制上の扶養控除は廃止された．英国も西独と同様無拠出制の児童手当を支給しているが，税制とのリンクも問題となっているようである．フランスの制度は，わが国の被用者グループの制度と類似しており，事業主などの拠出金を財源とする社会保険方式をとっている．わが国の制度と大きく異なる点は，支給主体は事業主であること，自営業主なども若干の拠出をしていることなどである．

### 3．児童手当制度をめぐる昨今の論議

わが国の児童手当制度をめぐって，従来から次のような批判があった．①諸外国と異なりわが国においては，一般に年功序列型賃金あるいは家族給が普及して

おり，さらにこの上に児童手当制度を設けることは疑問である．②児童手当制度を設けるよりも現在他に優先する施策がある．たとえば社会保障全体でみれば老人対策，児童福祉の観点からみれば保育所の増設あるいはハンディキャップのある障害児・者対策など．このような議論はすでに児童手当法成立以前からあったが，昨今では時代の安定成長・低成長のムードを背景に，従来よりさらに増幅されて強い声となっている．また，人口問題との関連もよく耳にする．これから人口抑制を強力に進める必要があるのに，第3子以降に手当を出すなどは時代に逆行しているのではないかとのおしかりである．

しかし私どもとしては，現実問題として現行制度の多子家庭を対象とする児童手当制度をみる限り，ささやかではあるが確信をもっている．児童3人以上の世帯は全世帯の約13分の1であり，その声が小さいため，他の多くの人の声がより高く聞えているにすぎない．ちなみに，昭和50年3月，神奈川県が県下の多子世帯（児童手当受給世帯）の社会福祉に関する意識を調査したものを発表しているが，それによると多子世帯で現在の収入で十分やって行けると答えているものはわずかに12.8%にすぎない．

また，昨年国会の承認を得た「社会保障の最低基準に関する条約」いわゆるＩＬＯ102号条約においても，社会保障の最低基準として総額4,500億円程度にのぼる児童手当を支給するよう要請されているが，わが国の現状ではとてもこれに及ばず，国際的要請を受諾できない状況ともなっている．

ただ，現在の児童手当制度をより拡大し，第2子以降あるいは第1子以降に拡大する場合には相当の財源を要することになり，先程のこの制度に対する批判がやや現実的なものとなることは否定できないであろう．試算によると，現行の5千円を基礎として義務教育終了前の第2子以降まで支給すると6,800億円，第1子以降とする1兆6,000億円の費用がかかる．このように児童手当制度を発展させる場合は当然その財源確保対策が問題となろう．その際には，民間企業の家族給，おおよその見当でわが国全体で2～3兆円になるであろうか，これらの家族給をフランスのように全体としてプールすることも考えられるだろう．あるいはまた，自営業者などの無拠出制グループの拠出も問題となろう．また一率5千円というよりは，出生順に額の高低を，あるいはまた支給対象年齢も考えなくてはならないかもしれない．所得制限も当然問題となろう．いずれにせよ，以上のような問題点を踏まえつつ国民一般の意識をさぐり，今後の児童手当制度のあるべき姿を検討して行く必要があると考えている．

## おわりに

以上紙幅の制約もあり十分意を尽せない点もあったが，児童手当制度の最近の動向について概略を述べた．関係の方々のご意見などお聞きできれば幸いに思う次第である．

## 参考文献

1） 厚生省二十年史．214ページ．

2） 季刊児童手当．第3巻第2号．2ページ．日本児童問題調査会，昭和48年7月発行．

3） 週刊社会保障．Vol. 29，No. 834．52ページ．社会保険法規研究会，昭和50年8月11日発行．

# タイの養護施設

福田垂穂
明治学院大学教授

海から見るバンコクは「母なるメナム」の大河が押出すどろ水の上に，熱帯樹の茂る巨大な一枚の盆を浮べたように，どこまでも平らに広がる緑の大地である．日本製の車があふれる大通りも雨が降ればたちまち水を被ることがある．王宮前の広場も湿原のようになり，晴れればたちまち緑のじゅうたんにもどる．

町の中心，総理官邸や大理石宮にほど近い国立ピヤタイ乳幼児施設，ラチャウィティ少女施設の広々したキャンパスは，強烈な色彩の花と，湿気と草いきれに満ちている．

乳幼児施設は，6歳までの男女児140人を収容し，少女施設では，6歳から17歳までの少女538人が生活している．(男子の施設は，車で1時間ほどの郊外にあり，350人を収容している．)

### ピヤタイ乳幼児施設

内科の女医さんである施設長の案内で，まず乳幼児施設を見せていただく．ここには，年間約200人にのぼる，主として捨児が入所してくる．生活苦，多産，駐留米軍人との混血児，心身に障害があって，母親がどう育てたらよいのかわからない子どもたち……雑多な不幸な子どもたちが，しばしば寺院や施設の門前に置去りにされる．そういう子どもたちがここで，ソーシャルワーカー1人，正・準看護婦合せて9人，寮母2人，保母20人，教員1人というスタッフに指導されて生活し，幼児の心身の発達に必要な医療と養護と保育を受け，またここから里親に委託されて行く．寮母さんは豊かな母性を感じさせる大柄で温和な人だし，若い保母さんたちは健康でキビキビしているが，とくに訓練を受けたわけでなく，資格のない人たちである．これを1人のソーシャルワーカーがスーパーバイズするのだからなかなか大変だ．

建物の1階が乳児の，2階が3・4歳児のベッドルームと保育室になっている．介護上の配慮からか，背の高い鉄製のベッドが並ぶ乳児室を抜けて，2歳児の部屋に入ると，赤，黄，緑など原色のごく単純なデザインのワンピースを着た子どもたちが人なつっこくまつわりついてくる．タイ系，中国系，山地部族系，混血，多様な顔のなかに，盲児や，知恵遅れかなと思われる顔も混っている．分類収容が可能なほどには施設整備が進んでいないのである．

2階の保育室では4歳児がリズム遊びの最中だったが，私たちに敬意を表しようとした先生が，それを中断して歌を歌わせようとしたので混乱してしまい，駆けよるもの，先生の金切声に引きもどされるものがあり，しまいに先生も私たちも笑い出してしまった．

数ブロックはなれた少女施設に移ろうと外へ出ると，回転ブランコの順番を待つ子どもたちが，熱帯の色鮮

やかな小鳥のように，ベンチに並んでいた．

### ラチャウィティ少女施設

ラチャウィティ少女施設は，年長児の幼稚園と，4年制の小学校と，職業訓練校とがひとつになった寄宿学校と思えばよい．ここでは全員が白いブラウスとブルーのスカートの制服姿である．

キャンパスに散在するコッテイジで，一人の寮母と10人前後の縦割りの年齢グループの少女たちが生活している．階下は風通しのよい広間と食堂，ピンポン室，寮母室，台所などで，2階が少女たちのベッドルームになっている．十分な広さがあり，こざっぱりと片付いている．私物は少なく，雑誌の切抜きのピンアップが，わずかに壁に彩りを添えている．ここから同じキャンパス内の学校に通う．

ラチャウィティ少女施設とタイダンスを踊る年長少女

4年の教育を終えた年長児は，裁縫，人形作り，理容，料理，市民がお寺参りに持ってゆく生花の花輪作りなどの職業教育を受ける．理容では，低年齢児が年長児の実習対象となって髪を刈ってもらう．裁縫は，みんなの着ているもの全部を作ることになる．正門近くには，市民が昼食だけに利用する食堂があり，モツと野菜のいためものや，魚のすり身の団子入りのミン（そば）など料理の訓練は，そのまま市民に喜ばれる安価な昼食となり，ウェイトレスとして働く練習にもなるという仕組みである。

タイではようやく7年制の義務教育が普及しつつある段階で，実際にはまだ学校に行かない子どもが多勢いて，市内の観光名所には，絵葉書や民芸の木彫など腕に抱えた物売りの子が群がっているのが実情であるから，このラチャウィティ少女施設で，きちんとした生活と教育と職業訓練を受けた少女たちは，社会に出ても，外部の子たちとの格差がなく，むしろ早く立派に自立してくれると信じているし，また事実そうなっていますと，寮母のひとりは話してくれた．

甘い香りに包まれて花輪を作っていた少女たち，こよなく優雅な物腰で見事なタイダンスを踊ってくれた，笑顔のやさしい，年長の娘たちの幸せを祈らずにはいられない．

# シドニーの保母養成機関

(THE NURSERY SCHOOL TEACHERS' COLLEGE SYDNEY, N.S.W)

小林芳文
国立特殊教育総合研究所研究員

オーストラリア・シドニー市の住宅街に位置するシドニー保育所保母養成大学（The Nursery School Teachers' College Sydney, N.S.W.）は，主として5歳児以下の児童の保育・教育を目的とした保母養成機関の一つとして，地域社会の児童福祉事業に重要な役割を果しているが，この機関を通じてこの国での保母養成の一端をべっ見しよう．

## 1．養成を担う The Nursery School Teachers' College の歴史

1905年にスタートした保育所協会（The Nursery School Association）は，託児所（Day Nursery）と保育所（Nursery School）に専門知識をもった保母を配置する目的で，1932年にこの養成大学を設立するに至った．現在，この協会はシドニー託児所・保育所協会（The Day Nursery and Nursery School Association）として組織され，目下，託児所6か所（2歳までの乳幼児）と保育所15か所（2歳～5歳幼児）をかかえて機能している．

大学は当初1年間コースと2年間コースで発足したが，1945年には3年間コースのみの大学として再発足した．以来，時代の社会的要請と乳幼児の保育・教育の重要性が認識されはじめ，政府の助成のもとに建物や設備等を補充し，1972年に，今日のモダンで魅力的な大学が完成した．なお1967年以後，学生たちはさらに初等教育教師免許も取得できるようになり，その結果，8歳児までの教育に取組めるようになったのである．この種の大学はオーストラリアでも数が少く，また際立った特徴をもっている．すなわちアチーブメントテストの成績に加え，職業的に適性な基礎能力をもつか否かを種々の方法でチェックし，入学許可を与えているのである．

## 2．保母養成プログラムの概要

保母・教師免許（Dip. Teach.）取得のためには，3年間の就学が必要とされるが，この期間の履修プログラムは必須科目と選択科目とよりなり，内容は専門科目，教養科目，実習科目の3系で統合されている．参考までにプログラムの一般構造とその時間を各学年でみると，右表の通りである．

これらの講義科目の説明は割愛するが，学生は現在，1年生100人，2年生70人，3年生60人の合計230人であり，専任教官16人，非常勤講師4人，その他運営部21人のスタッフで構成されている．

## 3．大学付属保育所の役割

学生にとって，実習科目は実技を身につけるうえで意義が大きい．1956年に設置されたシドニー・メラニ

各学年別にみた履修コース・時間のプログラム・ストラクチャー

| 必須科目 | | | | 選択科目 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1年次 | 2年次 | 3年次 | | 2年次 | 3年次 |
| 継続学習 | | | | 継続学習 | | |
| 行動科学 | 60 | 60 | 40 | 民族言語プログラム | * | * |
| 幼児教育カリキュラム | 80 | 120 | 20 | 音楽 | * | * |
| 教授過程 | 70 | 90 | 80 | 言語とドラマ | * | * |
| 1年次 | | | | 絵画製作 | * | * |
| 児童文学 | 30 | | | 2年次 | | |
| コミュニケーション | 15 | | | 児童文学 | * | |
| 人間の発達 | 60 | | | 社会福祉 | * | |
| 音楽 | 70 | | | 創作運動 | * | |
| 科学 | 30 | | | 人間の発達 | * | |
| 言語とドラマ | 30 | | | 遊び | * | |
| 絵画制作 | 30 | | | 3年次 | | |
| 2年次 | | | | 社会福祉 | | * |
| 教育材料 | | 30 | | カウンセリング | | * |
| 民族教育 | | 30 | | カリキュラム資料 | | * |
| 選択1 | | 60 | | メディア | | * |
| 選択2 | | 30 | | 社会と婦人 | | * |
| 3年次 | | | | | | |
| 地域保健 | | | 40 | | | |
| 教育管理 | | | 30 | | | |
| 特殊教育 | | | 40 | | | |
| 選択 | | | 60 | | | |
| 実習科目 | | | | | | |
| フィールドワーク | 30 | 50 | | | | |
| 保育教育実践 | 85 | 125 | 280 | | | |
| 合計 | 590 | 595 | 590 | | | |

ー・アレキサンダー保育所（Sydney Mellanie Alexander Day-Nurseries）は，この大学の付属機関であり，そこでは数人の学生が連日実習を行っている．経費は政府とチャリティによるものが大半であるが，父兄からも，その収入に応じて$4～$10のランクづけによる月謝が徴収される．現在，2歳～5歳児各10人で40人の児童が入所している．1クラス10人に対して，保母（教師）1人，助教師1人，ヘルパー1人の計3人が関与している．この施設では，児童の創造性と豊かな心情を育成することをねらいとしているが，たとえば，創作や絵画制作等に力点を置いたカリキュラムが主体となったり，遊び道具として組立て方式のもの，木造の小屋，古材などを遊び場に配置し，良好な遊び場環境を考えている点などは，参考に値するものである．結局において，実習生は，幼児に適切な助言をどのようにすれば与えることができるか，潜在的能力をどのようにすれば引出すことができるか，またどのようにすれば家庭的なふんい気で愛情ある保育ができるか，その技術と方法を身につけるためのトレーニングをするのである．

以上，シドニーでの1大学における保母養成について概要を述べた．この種の大学はシドニーで他に2か所あり，いずれもほぼ同様な養成システムである．

参考文献

The Nursery School Teachers' College Sydney. N.S.W. Calender 1976.

# アメリカ・アイオワ州の児童育成の診断センター
(CHILD DEVELOPMENT CLINIC)

松本佑子
在アイオワ大学

チャイルド・ディベロップメント・クリニック(Child Development Clinic)は，牛肉ととうもろこしで有名な農牧州アイオワのアイオワ市にある州立アイオワ大学病院小児科の付属機関である．

## クリニック設立の目的

子どもの性格や行動に異常性がみうけられたり，健康上の問題がある場合に，ことに乳幼児については，親は子どものどこがどのように悪いのか，どこに診断を求めに行けばよいのか，どの機関に行ってその治療を受けられるのかがわからず，悩むことが多い．あちこちに子どもを連れ回って相談する間は，家族ぐるみ不安と危惧のうちにあり，あれこれするうちに症状が進んで固まってしまう．チャイルド・ディベロップメント・クリニックは，このような状態におかれた親と子の悩みを解決するために設立された．また同時に，コミュニティーの諸児童福祉機関に，児童育成上の困難な問題につき的確な診断をもって指示勧告を与える援助機関でもある．このクリニックは，子どもの健全育成のために，子どもに生じる問題を診断することがその機能であるから，診断が決定すると，その子どもはかかりつけの医師にもどされたり，あるいは適切な診断や判定が付されて，そのコミュニティーのしかるべき福祉機関に回される．もし適切な機関がコミュニティーにない場合には，特別なケースに限って当クリニックで短期間の処置をすることもあるが，これはまれである．

ここで扱う問題をもつ子どもとは，(1)知能の発達が遅れていると思われる子ども，(2)何か問題をもっていて学校に適応できない子ども，(3)医学的問題と心理的問題の重なっている子どもである．原則として重度の問題児，いわゆる身体障害児，精神薄弱児のケースは扱っていないが，それらの申込みがあると，それは大学病院の児童精神科や児童リハビリテーションセンターに紹介される．

## 診断の申請

申込みはすべて，その子どもや家庭に通じた医師によってなされることになっている．このクリニックは，コミュニティーの保健・教育・福祉に関するあらゆる機関，たとえば学校のソシャルワーカー，児童福祉機関，福祉事務所などに，必要に応じてその子どもの介助のための種々の勧告（recommendations）をする．子どもにとってそれらの勧告が有機的に効果あるものとなるには，特定の一人がその子どもについて一貫した責任をもつことが必要である．そこで通常その責任をもつ該当者として，医師が申込者となることになっているのである．もしそのケースが福祉事務所から回され

た場合（たとえば被虐待児のケース）には，コミュニティーで選ばれた特定の医師が申込者となる．

医師の子どもに関する診断書や申請書とともに，親あるいは保護者（もしその子どもが福祉機関の保護を受けているならば，その当事者）から子どもの家族関係，生育歴の報告書，学齢児であるならば学校からの報告書が必要であり，また面接よりまえに，福祉機関は家庭訪問をし，その報告書を提出することになっている．さらに報告書だけで終らずに福祉事務所のソーシャルワーカー，里子であるならばその里親，学童であるならば教師，保育園児ならばそこの保母など関係者は，できるだけ詳細に子どもについての情報を提供するように要請される．子どもに関するこれらすべての資料をもとに，さらに必要な場合には事前に耳・鼻・眼・のどの検査，脳波・血液検査をする指示がある．

### 判定

スタッフは小児科医3人，心理判定員2人，看護婦1人，言語療法士1人，ソーシャルワーカー1人で構成されている．

1日の取扱いは2ケースである．その取扱い過程としては，午前中に身体検査，心理判定ならびに知能・性格・学力等の諸検査，聴覚・言語検査があり，そして両親との面接があって，家族の文化的社会的背景，家族関係，養育状況，子どもの問題に対する家族の見解や態度について明らかにされる．午後には学校・福祉施設関係者の出席をも求めて，その子どもについて各担当者からの診断・判別の報告，すでに提出されている関係機関からのレポートの再考察があり，慎重な検討と討論のうえで判定がなされ，最後に措置案が決定される．会議は1ケース約1時間30分．その後，小児科医が両親と面接し，その子どもに関する診断結果，そして会議の決定として措置案を伝え，適切な助言を与えるのである．

### 措置案の実施

この会議決定は，そのケースを診断・紹介した医師，関係する各機関に，封書でもれなく報告される．措置案は里親委託，精神薄弱児施設や低所得者保育所入所，訪問看護婦，ソーシャルワーカー，そして病院などへの勧告と指示である．

子ども本人の問題とともに，親や家族に問題があるケースが多く見い出されている．そのなかには児童虐待の疑いが発見され，警察への連絡や，里親委託もしくは変更の措置になるケースも少くない．

一人の児童の成長のため，住民と児童福祉機関をたすけ，コミュニティー・ケアの水準を高めるセンターとして，このクリニック機関の存在はきわめてユニークなものである．住民と医療・教育・福祉の諸機関との間に有機的な関連をつくり，児童の健全育成のため相互提携するコミュニティー・ケアの熟成を図るには，このような権威ある専門機関の設置がまず必要であろう．

# ランチョ・ロス・アミーゴス病院
(RANCHO LOS AMIGOS HOSPITAL)

加賀美瑛子
聖ヨゼフ整肢園看護婦

ランチョ・ロス・アミーゴス病院（以下略してランチョと記載）の患者人口は，重症，負傷者などからなり，かれらは救急病院か主治医の依頼を通して，ここに送られてくる．

病院はロサンゼルスの町から15マイル（24km）南東のダウニーにあり，200の建物を含む210エーカーの敷地である．ほとんどの患者はロサンゼルスからであるが，地元のカリフォルニア州のほか，オレゴン・ネバダ・アリゾナ州からも入院している．

ランチョは1888年に設立された．はじめ少数の患者で発足し慢性疾患，精神科の患者をつぎつぎに加えて，現在に至った．

1944年，ポリオの大流行のとき，ランチョはポリオのためのセンターとなり，徹底的なプログラムのもとに，患者のリハビリテーションを行い，以後，長期入院患者，肢体不自由者を含むようになった．さらに治療手順，整形手術，補助具等の発達により，ランチョは国際的にも知られるほどの広範にわたるリハビリテーション病院に発展した．またランチョは，南カリフォルニア医科大学の教育の場でもある．

### リハビリテーション治療

ランチョのリハビリテーション・プログラムは，医療管理と整形外科と，徹底的な訓練を通じて，身体的不自由を克服させることを求めている．患者が社会において，できるだけ活動的役割を果せるようにすることが究極目的である．新入院患者は診断テストを受け，それぞれに適した治療のコースが決定される．患者は車椅子，装具，ポータブル呼吸器，その他，必要な補助具が与えられ，日常生活動作の訓練を受ける．

### 内科・外科の治療

成人の患者は，医療問題にしたがい，各々の部門に割当てられ，各専門家により，それぞれの技術・知識に合せ，効果的かつ実際的治療を受ける．

ランチョには，約15の医療部門のため，1,050のベッドが用意されている．

1．小児科．4か月から18歳までの子どもたちが，年齢別に分かれ，1968年に完成した孤立した建物に住んでいる．

2．神経科．不自由な筋力をもういちど訓練させ，患者の伝達能力を回復させることにより，神経障害の治療を行う．

3．糖尿病課．重症の糖尿病は食餌療法と薬物によって治療される．糖尿病の二次的循環障害は主に下肢に表れるが，手術または特別の整形器具によって抑える．リハビリテーションの任務は，患者に自己配慮の手順を教えることである．

4．関節炎科．手術・投薬により，関節炎，痛風等

の関節疾患による不自由な機能の回復をはかり，疼痛を緩和し，不自由を少なくさせる．

5．腰の問題．骨関節炎は腰の骨片を砕き，歩行不能にする．そのため人工関節により，関節の働きを回復させる手術が行われる．

6．脊柱変形．脊柱の変形を矯正・固定し，心臓，肺，その他の重要諸器への圧迫を防ぐ．

7．腰痛サービス．化学・物理療法，手術，内科的治療により，種々の疾患からくる腰痛を緩和させる．

8．結核．結核患者は投薬・安静・栄養により治療される．適当な職業的，またレクリエーション療法がプログラムに含まれている．

9．急性内科．他科の入院患者が急性内科疾患にかかった場合，この科に移され，徹底的看護と綿密な監督を受ける．

10．肺疾患．気管支炎，喘息，その他の呼吸器疾患は，吸入療法，分泌液排除療法，また機械的呼吸器，徹底的医療管理によって治療される．

11．脊髄損傷．交通事故，銃弾創のために，下肢，四肢麻痺がおこる．リハビリテーションは手術，物理・職業療法，補助具を含んでいる．

12．薬物療法センター．薬過多になった患者はこの科に入院し，肉体的平衡を回復させる治療を受ける．

13．切断と骨折．この科のリハビリテーションの大部分は，手術，義肢の使用法，ギプスなどである．

14．心臓科．心疾患の患者は，ふたたび心臓麻痺をおこさないように，安全な活動のレベルを決定するために計られる．慢性心疾患は医療管理と安静によって治療される．

15．手術科．ここでは，眼・鼻・耳・のどと形成外科，また，短期間の他の科の術後患者を扱う．

16．小児の再建サービス．脳性麻痺または神経学上の疾患，先天異常，リューマチ性関節炎の結果おこった，骨および節肉の機能障害をもつ子どもが入院する．

17．整形外科（神経部門）．下半身運動神経障害，末梢神経損傷および脳性麻痺による筋肉・骨格奇形をもつ子どもが，この科で治療を受ける．

18．整形外科再建サービス．手を有能な機能に回復させるために，特別な手術方法がなされる．

19．形成外科再建サービス．口蓋破裂，顎骨顔面奇形，火傷瘢痕の，形成術の必要な子どもや若い人たちの治療を行う．

20．泌尿器科．

### 補助サービス

職業サービス．患者が最大限に機能を回復すれば，どの仕事ができるかが評価される．そしてできる限り仕事に出られるように訓練される．

外来．新患は診察室であらゆる診断テストを受ける．入院患者は存在する問題の再評価のために，種々の診察室で続けて受診する．退院した患者は，病状が悪化したり，再入院するまえに，定期的に自分に適した外来部門で受診する．外来患者は年間約30,000人．

### リハビリテーションチーム

医師．患者を診察し，定期的に評価し，必要な薬を

処方し，テストおよび治療を行う．

看護婦．患者の世話の責任と患者の訴えの直接聴取．

P．T．(理学療法士)．患者のバランス，歩行，起立，車椅子を効果的に使う感覚を取りもどすように助け，筋力強化の運動プログラムの指導をする．

O．T．(作業療法士)．上肢を最大限に使えるよう日常生活動作の指導，上肢装具の使用の指導をする．

医療ソーシャルワーカー．患者とその家族の相談に乗り，退院時，病院から家庭への適応を容易にする．

心理学者．患者に肢体不自由を理解させ，感情的に混乱しているときカウンセリングを与える．

職業カウンセラー．リハビリの患者を，可能な目標まで到達させ，職業サービスに送る．

装具技術者．装具，切断四肢に代るものをデザインして作る．

栄養士．患者の好み，特別食に適応した栄養プログラムを計画する．

レクリエーションセラピスト．手芸，趣味等を準備し，余興あるいは屋外の遊びを計画し，夜，週末などにはボランティアなどの助けで患者の相手をする．

その他．言語療法士，呼吸セラピスト．

### 都市サービス

スクーリング．地元のダウニーユニファイド学区では，小学1年生から高校生まで，病院にある5教室のひとつに出席する子どもたちのために，専門教師，職員を用意している．

ボランティア．患者に必要なものを買い，本を読み，手紙を書き，患者を訪問する．またレクリエーション・サービスの職員といっしょに，屋外レクリエーションを手伝ったりする．

### 主な計画

1971年12月に，ランチョ・ロス・アミーゴス病院の5か年マスター・プランの第1期がはじまった．1972年に完成したインペリアル・ハイウェーを低くし，病院の南と北を同じレベルにつないだ．460床の徹底的リハビリテーションセンターは，古い病院の建物を取除くために建てられる．本年完成の予定である．

新しい設備として，ランチョ・ロス・アミーゴス病院に，ヘルスセンター，リハビリテーション・エンジニアリング・センター，南カリフォルニア・ヘルスサイエンス大学キャンパスを，また，現在の建物の増築を計画している．

以上がランチョの概略である．いかにスケールが大きく，近代的であるかと，感心させられた．これからのリハビリテーションの理想的病院といえよう．またランチョでは，ボランティアがリハビリテーションチームのスタッフとして活動している．

・Rancho los Amigosは「仲間の村」の意味のスペイン語である．

トピックス

# バングラデシュの母と子
## —悲しみを乗越えて—

長田満江
アジア経済研究所研究員

### 低い婦人の地位

バングラデシュの首都ダッカを歩いていて，婦人の姿を見かけることは少ない．市場や商店街に行っても，売り手はもちろんのこと，買い手もまた，ほとんどが男性である．婦人の職場としてわれわれにはなじみの航空会社あるいは繊維工場を見ても，従業員の90%以上は男性である．農村に行っても事情は変らない．野良作業をしている人々のなかに女性の姿を見ることはごくまれである．こうしたことは，“夫以外の男性に顔を見せてはならぬ”という回教の伝統的おきてが，まだ根強く生活のなかに定着しているためである．

都市や農村の良家の子女を除けば，中・高等学校に進学することはもちろん，小学校すら入れてもらえない女の子どもが多く，1974年のセンサスによっても，婦人の識字率は15%以下で，男性の約25%を下回る．ある村の調査によれば，自分の娘に少くとも小学校教育を受けさせたいと希望する母親は全体の75%に達する．読み書きできないことの悲しさを，わが娘にも味わせたくない母の願いであろう．

婦人を家に閉じ込める回教の伝統，教育水準の低さは，婦人の社会的地位を低いものにし，少数のエリートを除き，たとえ能力はあっても，社会で活動できる機会は少ない．14～15歳で親の決めた結婚をし，4～5人の子どもを生み育て，自分の生れた村以外の所を知らずに一生を終える婦人が多い．

### 貧困の悲しみ

バングラデシュの1人当り国民所得は年間70ドル，日本の1.6%にすぎない（日本は4,400ドル）．北海道の1.8倍の面積しかない国土に7,500万人もの人口をかかえ，その80%が農業に依存しながら，食糧の自給さえできない国である．生活水準は極度に低く，子どもははだかではだしのまま．1日2食の食事ができれば，“アッラーの神”に感謝しなければならない．

衛生状態，栄養状態も最低で，水は近くの川あるいは池の水を利用する．飲料水から洗濯・炊事・沐浴，さらには唯一の財産といえる農耕用牛の水浴に至るまで，川・池の水を利用する．したがって伝染病がひとつの地方で発生すれば，それはたちまち川下の地方にも慢延し，おびただしい死者を出す．とくに乾期の終りころ（4月，5月）気温が高く，川・池の水量が減りはじめると，ある県ではコレラのため350人が死亡したとか，ある村では50人が死んだとか，われわれには信じられないような数字が，新聞をにぎわすことになる．

伝染病のみならず，赤痢・疫痢（これらは伝染病のなかに入らない），下痢，皮膚病，寄生虫などの病気は常時人々の生命を脅かす．栄養状態の悪さは身体の抵抗力をなくし，発病すれば回復が遅い．医療サービスも農村では整っていないため，手当が遅れて命を落すケースが多い．

こうした状況のなかで子どもを生み育てる母親の苦労は大きい．病気，自然の災害，栄養不足，衛生状態の悪さなどにより，一番先に命を落すのは乳幼児であり，母である．乳幼児死亡率が1,000人に140人，産じょく熱など出産に伴う母体死亡率が1,000人に40人を数えること，女性の平均寿命が46歳（男性は48歳）であることなどは，母と子が置かれている立場を物語っている．

洪水や干ばつで農作物が被害を受け，食糧不足が深刻化すると，弱い者から命を落す．すでに息のない子どもに枯れ果てた乳房を押しつけて，出もしない乳を飲ませようとする若い母親，死んだ子どもに自分のサリーをかけて，涙のかれたうつろな目でうずくまる母親，自らは空腹に耐えて，コップ一杯のミルクと一片のビスケットを子どもに与え，そのむさぼり食べるさまを見つめる母親，こうした顔々を私は忘れることができない．そこには自分を犠牲にして子どもを守ろうとする，母の強さと悲しみとがある．生れた子どもをロッカーに捨てたり殺したりする恵まれた国の母親の話をバングラデシュの母は信じないだろう．

### 社会福祉の遅れ

長年にわたる植民地支配を脱し，1971年12月，独立国になったバングラデシュでは，7,500万人の人口をいかに養うかが最大の問題である．政府は何よりも農業生産の増加を最優先させ，食糧の自給達成を目指している．しかし，人口は年3％で増加し，食糧生産は過去10年をとっても1％程度の成長率を示しているにすぎない．1974年には大洪水に襲われ，餓死者約5万人を出している．年間の食糧輸入は200万トンで，生産量の20％を占める．政府の政策として社会福祉に手を回す余力は少ないのである．その結果，母子衛生，保健などは後回しとなり，弱い者は生命を維持することができなくても，現状では救いようがない．

社会保障はほとんどなく，一部の高級官僚を除けば，恩給・年金制度も皆無である．家の働き手が病気になったり死亡したりした場合，残された家族の生活は悲惨である．年老いて働くことができなくなったら，生活のメドは全くない．もちろん，日々の生活そのものさえ苦しいのだから，老後の貯えができるはずもない．そのため，家族あるいは親類縁者の相互扶助が重要な生活保障となり，子ども（とくに男の子ども）を多くもちたいという願望が大きい．しかも，生命の危険が大きいため，1～2人の子どもを生めば十分であるという考え方は定着しない．農村婦人の調査によれば，子どもが4～5人欲しいと考えている婦人が80％にのぼる．バングラデシュで家族計画がなかなか浸透しない原因のひとつは，こうした社会福祉の遅れ，医療サービスの悪さが，人々にもたらしている子ども依存の考え方にある．母体保護と健康な子どもを育てるために家族計画を実行しようと訴えてみても，それらが確実に保障されない限り，受入れられる可能性は少ない．

### 新しい芽生え

バングラデシュ政府は，こうした事情を踏まえ，家

上・農村で行われた女性の不妊手術に集ってきた婦人たちとはだかはだしの子どもたち
下・刺しゅうの訓練を受ける婦人（ジェソール職業訓練所で）

族計画の実施に関する新しいアプローチを試みている．それは家族計画を単に保健衛生機構を通して実施するのではなく，関係する他の分野と統合して，総合地域開発と結びつけて実施しようとの試みである．具体的にはＺＰＧ（Zero Population Growth）プログラムと呼ばれるもので，農業開発，農業協同組合育成，公衆衛生の改善，学校教育カリキュラムに人口問題の導入，社会福祉活動の強化，医療サービスの浸透などを含む，広範なプログラムのなかに，家族計画活動を統合させようとしている．

なかでも注目できるのは，農村婦人の従属的立場を解放するため，婦人に手内職技術を習得させ，それで収入が得られるようにするもので，母親クラブ（Mothers Club）と呼ばれている．農村婦人をクラブのための建物に集めて，ミシンの使い方，刺しゅう，編物などを教え，特産品であるジュートを使って袋物や日用品，土産品などの作り方を教え，製品を売って婦人に加工賃を払うやり方をしている．

通常家の外には余り出られない農村婦人が，子どもづれでクラブに集まり，おしゃべりをしながら技術を身につけ，同時に母親クラブで働く社会福祉員と生活の問題や家族計画などについても話をすることにより，職業訓練とレクリエーション，それに家族計画活動をも兼ねて実施することを目指したものである．

こうした動きは今始められたばかりであり，一部地域でパイロット事業としてなされているにすぎない．しかし，世界銀行や国連機関，各国政府の援助により，今後次第に拡大される計画である．今年３月，ある母親クラブを訪れたとき，若いお母さんたちが熱心に指導を受け，外国人の私たちの質問にもはきはき答えた，あの明るい表情は，バングラデシュの母親の将来の表情として貴重である．母親すべてがかの女たちのような明るいほほえみをするのは，いつのことであろうか．

参考資料

(1) Jahan, Rounaq: Women for Women, Bangladesh 1975. p. 248 Univ. Press Ltd., 1975.
(2) Government of Bangladesh: Bangladesh Population Census. No. 1, 1974. p. 59. Govt. Printing Press, 1974.
(3) IBRD: Appraisal Report of a Population Project, Bangladesh. IBRD, 1974.

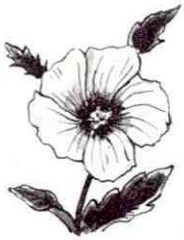

# 韓国における養護施設の現状と今後の展望

大谷嘉朗
基督教児童福祉会常務理事

去る3月中旬，あしかけ1週間の限られた日程で，Christian Children's Fund of America 韓国ソウル地域事務所長，車淵根博士の案内により，ソウル市，木浦市，釜山市と周辺の民間立養護施設6か所，乳児院2か所，育児施設，ろうあ児施設，児童専門病院，地域家庭福祉センター各1か所の訪問視察見学を行った．基督教児童福祉会として，CCFと同じように国際精神里親運動方式による援助の手を必要とするニードが存在しているかどうか，またそれを，日韓の過去の不幸なわだかまりを超えて快く受入れてもらえるかどうか，この2点を確認するための準備調査を目的としての渡韓であった．

この短期間の見聞や入手した資料から，表題のような報告記をまとめるには，いささか資料不足の心配があるが，アジア最隣国における児童福祉の一端を読者にお伝えできればと考えて，あえて筆を執った．

## 1. 養護施設を含む韓国児童福祉を支える法律的わく組みについて

「韓国保健社会福祉省編・英文法令集」を参照すると，児童福祉法（Child Welfare Law），同法施行令（Enforcement Decree of the Child Welfare Law），同法施行規則（Regulation Relative of the Child Welfare Law）の3法が，制度的な骨組みとなっていることがわかる。内容は日本のそれを大いに簡略化緩和化したものと考えて大過あるまい．

この法令集を概観して，一見奇異に感ずることは，その最初の部分に，韓国内で活動している欧米を中心とすると思われる，外国民間福祉機関や団体の活動準則に関する法令が5つも記載されていることである．これは見聞その他の資料から裏付けての筆者の推測であるが，同国における社会・児童福祉活動が，これら外国機関団体の支援にいかに多く依存しているか，その現実を語っているように思われる．社会・児童福祉施設は，例外的な国・公立のものを除いて，すべて民間立（社会福祉法人格をもつことを基本としている）といってよく，養護施設も後述のように，その維持運営はこれら国際的援助団体に大きく依存している．

さらに気付いた第2の点は，孤児養子縁組に関する法令が4つもあることである．南北戦争の後遺症および国連軍駐留に伴う混血児の処遇として，ときどきわが国のマスコミ面でも報道されることがあるように，韓国で国際養子縁組が活発に行われている実情の反映であると思われる．

ソウル市・南北園，児童居室で保母と子どもたち

木浦児童園，児童宿舎の一部

釜山 Saedol 園，2段ベッド式の寝室で

同上，オンドル床で暖をとる保母と子どもたち

養護施設は施行令第2条に規定されている15種の児童福祉施設の一つであるが，孤児院との関係において日本と違うところは，後者が4歳以下の乳幼児を収容するのに対して，養護施設（育児保育施設という漢字を用いている所もある）は，4歳から満18歳までの要養護児童を収容保護するとなっている．

措置権者はソウル特別市長および各道長官であるが，その委任を受けて，特別市区役所，市役所，郡役所の長は，児童福祉司（child welfare officer）および児童委員（child commissioner）によって社会的養護の必要ありと認められた児童を，養護施設その他に送致することができる．この場合施設側はその受入れを拒否することを許されない（児童福祉法第8・第9・第18の各条による）．また同法第21条によって，国および地方公共団体は，施設の創設，維持運営，児童日常養護経費について補助し得ることになっているが，実情は後述の通りである．

## 2．韓国ＣＣＦの統計資料からみた養護施設の現状および将来

養護児童について

ＣＣＦは米国系の最大援助団体の一つであるが，そ

の1974年末の統計資料によると，援助児童総数16,337人，各種児童福祉施設で養護を受けている者は約54%の8,858人である．ということは，残りの半数近い児童は，地域家庭福祉センターのサービスプログラムによって，在宅援助指導を受けているということである．施設の数で圧倒的に多いのは養護施設の55か所で，在園児数6,086人である．

しかし，韓国政府の方針に協力するということで，ＣＣＦはその収容児数を年15%の割合で減少させていくとのことである．

南北戦争後20年余を経過した今は，韓国養護施設対象児童にもいわゆる質的変化が起きており，家庭復帰の強化，在宅援助指導への切換えに力を入れようとしていると見ることができる．

在園児の大半は，義務教育年齢の学童以下であるが，国全体としての教育熱心に即応して，各施設では，中学校，さらに高等学校その他の上級学校に進学させようと，その費用の工面に必死の努力を傾けているようである．

養護職員その他について

政府の規準によれば，児童15人に対し１人の職員ということになっているが，現実は平均24人に１人，職員の平均年齢31歳，養護職員となるための専門教育訓練は現在皆無に近い。保健社会福祉省は，優良民間養護施設を分散訓練施設に指定して，年間を通じて計画的な現任訓練を行っているが，各施設からの参加受講者は，３週間の基礎的訓練を終了すると，受講証明書をもつ養護職員となる．それが現在のところでは精一杯のようである．

財政について

前述の規定に基づく公的援助の実情は，児童１人１日当り米麦2.5合の現物と，副食代として 105ウォン（約75円）の現金が支給されるだけである．これで衣食住・医療・教育一切を賄えというのであるから（事務費補助はゼロ），施設の維持運営はたいへんであり，勢い外国団体の援助（ＣＣＦの場合）に全経費の42.68%を頼らざるを得なくなっている．事務費事業費の支出別でみると，だいたい３対７となっている．わが国の昭和20年代の養護施設の状況を想起させるといっては，言い過ぎであろうか．

ミニ紹介２：フランブ・ヘルスセンター
(FRUMB HELSESENTER)－ジッゲルト

身体障害児とその家族のための収容施設．1955年設立．ノルウェーの首都オスローから鉄道で20分のLambertseter駅からさらに車で20分，山のなかSiggerdにある．親の希望により厚生省社会局の運営委員会を通じて入所．定員72人．親もいっしょにいることができる．医師６，看護婦３，非常勤心理学者１，機能訓練士２，指導員，保母など．プール，ボート場，屋内プールや訓練機器，また道路まで，模範的設備が整っている．運営はセンター運営委員会．経費は全額国庫負担．

# ベルギーにおける児童福祉活動

（ŒUVRE NATIONALE DE L'ENFANCE）

小山一宏
日本総合愛育研究所

資生堂社会福祉事業財団が計画している世界の児童福祉に関するデーター・バンクの資料収集のために，昨年（1975年）の9月にベルギーを訪問した．ベルギーでは5つの施設・機関を訪れたが，そのすべてが，Œuvre Nationale de l'Enfance（全国児童福祉事業）という組織の指導を受けたり，またはその組織の活動そのものであった．

そこで，ここに，Œuvre Nationale de l'Enfance（以下O.N.E.と略す）の概要と，訪問した施設におけるO.N.E.の具体的な活動の内容について紹介しよう．

## O.N.E.の概要

O.N.E.は社会的にも経済的にも荒廃していた第1次大戦後の1919年に，ルーバン（Louvain）大学の法学教授であったHenri Velgeによって，児童の救済と保護のための私的な機関として設立された．その後，国からの助成金を受けるようになり，半ば公的な機関として今日に至っている．

第1次大戦後の世相のなかで，最も関心の寄せられたことのひとつは，戦争による乳幼児の死亡と，戦後の食糧事情の悪化等による乳幼児の高死亡率から，乳幼児を守らなければならないということであった．そのためにはミルク・食糧の確保に努力しなければならず，O.N.E.の設立の趣旨と当初の活動は，Goutte de Lait（ひとしずくのミルク）運動であったのである．同時に，母親教育に力を入れ，乳幼児保護のための医療的予防対策に努めたのである．

O.N.E.（会長，M. Charles）は，次ページの組織図のように，行政指導的な側面で公衆衛生省の，また財政的な側面で大蔵省の監督を受けて，児童問題事業に関する高等審議会を設置している．その下部組織として，各地方に地方委員会と地方医療委員会が組織され，各地に存在するさまざまな施設機関が運営されており，それらはO.N.E.本部によって統轄されているのである．

以上のような組織のもとに，O.N.E.の主な活動としては，現在，次のようなことがなされている．

1．妊婦の産前産後の指導．
2．0歳から6歳までの乳幼児の保健指導．
3．乳児院の運営．
4．託児所の運営．
5．虚弱児のためのコロニー．
6．児童の休暇活動の推進．
7．授乳運動（未熟児や先天的虚弱児に対して与えるための母乳の収集・分配センターをリエージュと

組織図

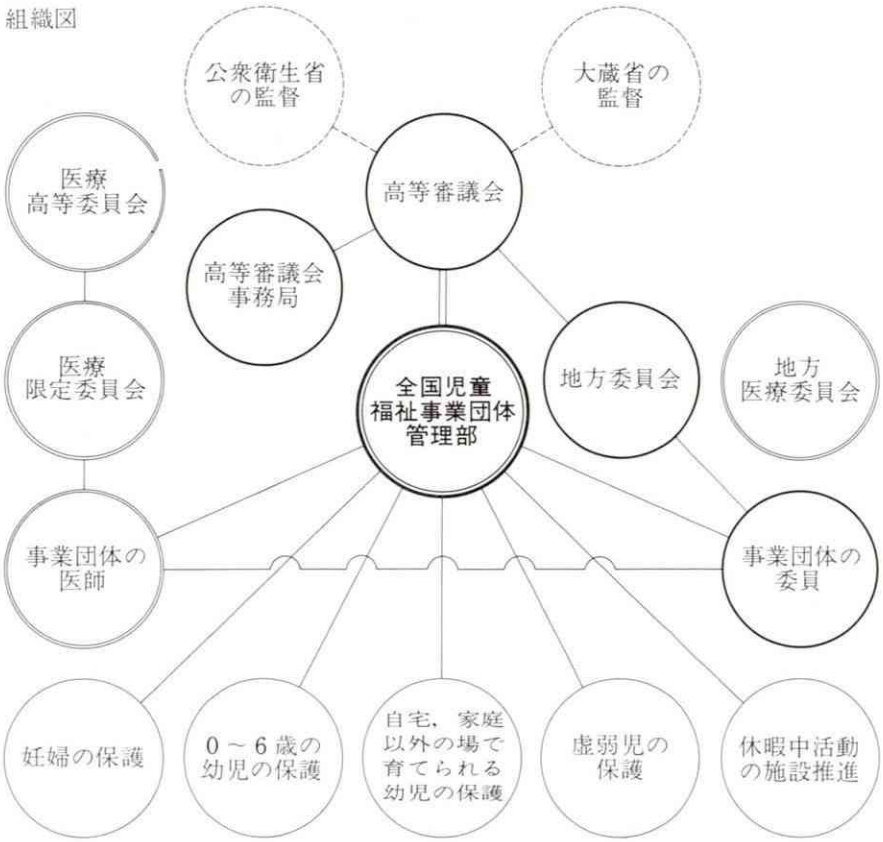


ブリュッセルに設立し，多くの協力者を得て活動している）．

### 母と子の保健指導

これらの活動のなかで設立当初から今日までO.N.E.の活動の中心は，母子保健指導の推進であった．

母子保健指導の推進活動は，ベルギーの4大地区，ブリュッセル，ルーバン，ガン，リエージュにある4大学から選出された4人の医師からなる医学委員を中心にして，全国各地に10の地方委員会を設け，それぞれの地区に1人～6人の医師を配属して，実行に移している．

私はブリュッセルから電車で約20分，ルーバンにある保健指導機関を訪れてみた．それはルーバン大学付属病院内にある“Pre-et Postnatal Consultatie O.N.E.”（代表者，Mme. le Dr. Bande-Knops）で，小さなクリニックであるが，6人の非常勤の医者と4人の看護婦が交替で指導にあたっていた．子どもの健康指導に関しては，親の指導が大切であるという指導理念から，妊婦や乳幼児の問題に関するさまざまな20数種類のパンフレットが用意されていて，指導の都度，母親に手渡されていた．（右ページ参照）

医師はひとりの親（子ども）に対する指導の時間を十分にとり，母親に対する話し方が，あたかもしかりとばしているように感じられるほどに熱がはいっていた．このような成果によってか，ベルギーにおける乳児死亡率は，1920年～1924年にかけて10.82%であったものが，1970年度には2.11%になるというように，大幅に改善されてきている．

### 乳幼児の観察保育

つぎに，ブリュッセルから車で約30分，ユルプ（Hulpe）

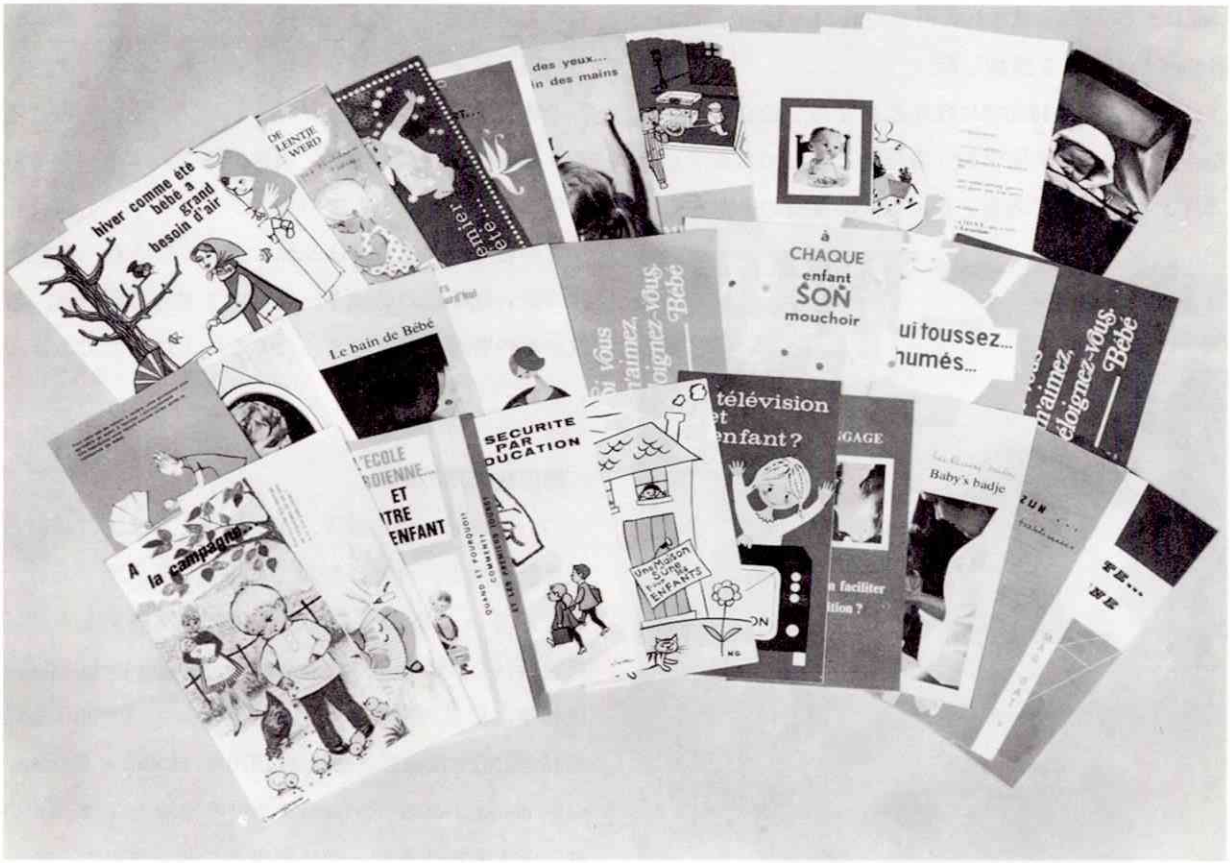


多種類のパンフレット

O. N. E. が発行している母親指導のパンフレットの標題の一部

（フランス語のほかにフラマン語のもある）

LA FUTURE MAMAN ET LES TRAVAUX MENAGERS.（未来の母と家事労働）
MON ENFANT NE VEUT PAS MANGER.（わが子は食べたがらない）
BON SOMMEIL, BON SANTÉ.（よき睡眠，よき健康）
SON PREMIER ÉTÉ.（かれの初めての夏）
LE LANGAGE, COMMENT EN FACILITER L'ACQUISITION？（言語，それをどのようにしてやすやすと覚えるのか？）
VIVE L'HIVER！（冬を生きる）
LOIN DES YEUX……ET LOIN DES MAINS.（目から遠くに……そして手から遠くに）
LE BAIN DE BÉBÉ.（赤ちゃんの入浴）
LA SÉCURITÉ PAR L'ÉDUCATION.（教育による保障）
LA TÉLÉVISION ET L'ENFANT？（テレビジョン，そして子どもは？）
UN BON DÉPART…….（あるよき出発……）
À LA CAMPAGNE…….（田舎で……）
L'ÉCOLE GARDIENNE……ET VÔTRE ENFANT.（保育園……そしてあなたのお子さん）
SÉCURITÉ……À LA CAMPAGNE AUSSI.（保障……田舎でもまた）
JOUER…….（遊ぶ……）
UNE MAISON SÛRE POUR LES ENFANTS.（子どもたちのための安全な家）
GUERRE AUX MOUCHES.（はえとの戦い）
À MADAME…….（奥さまに……）

地区にあるライン・アストリット乳児院（La Pouponnière Reine Astrid）を訪問した．

この乳児院は1950年にO.N.E.によって設立され，0歳から3歳までの医学的・身体的に障害のある子ども，たとえば未熟児であるとか，入院治療後の子どもや手

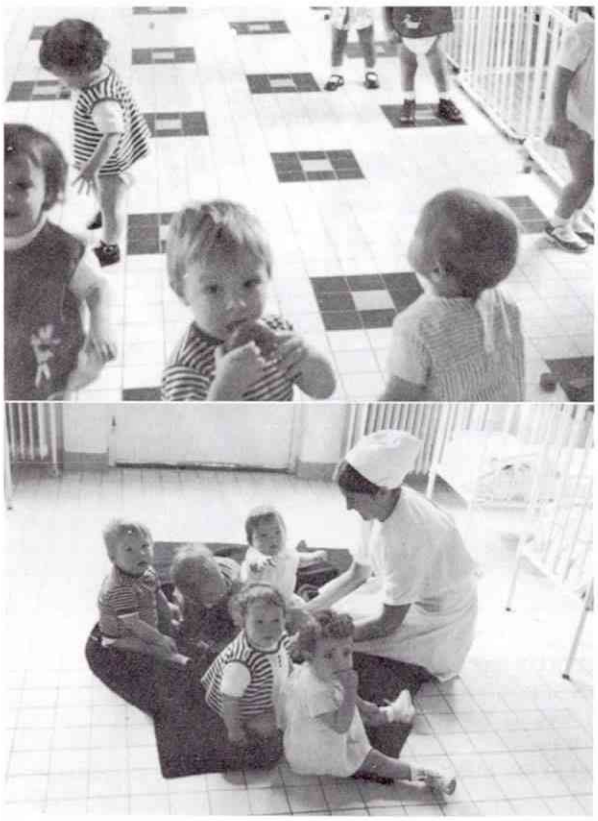

ライン・アストリッド乳児院

術後などで医学的・身体的にフォローする必要があり，かつ親が養育するだけの余裕のない乳幼児を一時的(3か月間）に観察保育する施設である．

ここは，80人の乳幼児に対して，Mlle. Bustin 院長以下，医師1人，看護婦27人，保母32人，保母見習数人というスタッフがいて，1歳未満児では2人の子どもに1人の保母または看護婦がつくといった，恵まれた状況下にあった．収容されている子どもは，この地方の病院やクリニック，ソーシャルワーカーを通じて送りこまれてきたもので，親は午後ならば，いつでも面会できるようになっている．

この乳児院の運営はO.N.E.によってなされ，運営費は国からO.N.E.に助成される費用ですべて賄われ，両親からの費用の徴収はまったくないとのことである．

### 地区託児所の機能

ついで訪問した施設は，1世紀以上もまえに設立された託児所と，それに付属する小さな託児所である．ブリュッセル市内にある，そのアンダーレヒト地区託児所（La Crèche Communale d'Anderlecht）は，1848年に私立の施設として設立された。約100年後の1946年に公立に移管されたが，1970年にCentre Communale de la Petite Enfance（幼児の地域センター）の設立とともに，その一部に組織的に吸収された．（所長，Mme. Couvreur.）Centre Communale de la Petite Enfance には，この託児所以外に5つの小さな託児所（Mini-Crèche）が組織されており（18人～55人収容），そのすべてのスーパーバイズをO.N.E.が行っているのである．

これらの託児所は0歳から3歳までの乳幼児を対象としており，単に両親が働いているというばかりではなく，医学的な問題があって両親だけで養育できない場合や，食事療法等を必要とする子どもの場合も，収容することになっている．

この合計6つの地区託児所における合計のスタッフ

は，乳幼児212人に対して，所長以下医下医師１人，看護婦６人，保母50人，ソーシャルワーカー３人，その他24人，合計85人である．

この地区託児所の特徴は，O.N.E.の監督のもとに，ソーシャルワーカーが各家庭を巡回訪問し，子どもや家庭について十分な情報を得ると同時に，子どもひとりひとりについて健康管理システムを作成し，すべて

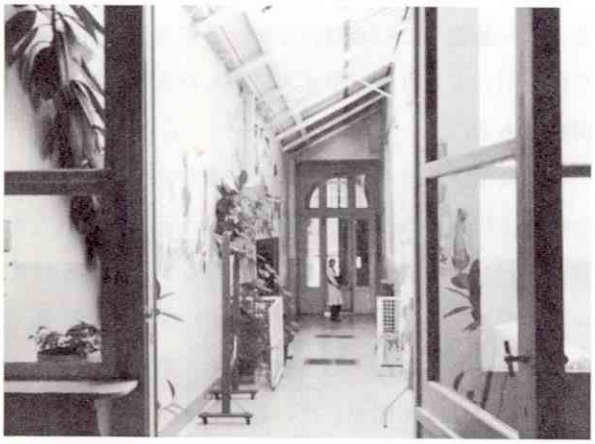

幼児の地域センター・入口

の健康情報を定期的にチェックしてカードに記入し，保育を行っていることである．

訪問した付属の小さな託児所はまだ新しく，設備も備品もたいへんよく工夫されており，乳幼児の実態を十分に吟味して備えられていた．

以上，見聞した福祉活動の一端を簡単に紹介したが，ベルギーにおける児童福祉活動においては，過去においても，また現在においても，O.N.E.の果した役割はたいへん大きい。これらの活動を行っているO.N.E.の経費は，国からの補助金と，運営収入によって，賄われているのである．

ミニ紹介３：市立ヤコブ・ミカエルセン記念養護施設（JACOB MICHAELSENS MINDE）ーコペンハーゲン

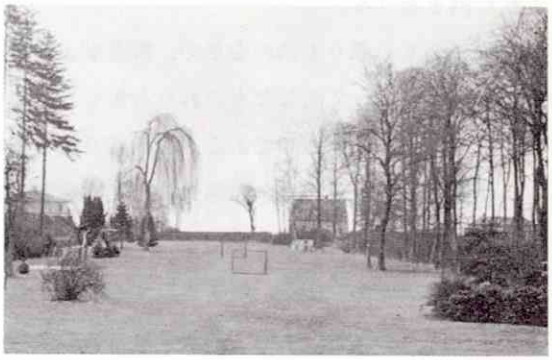

1920年，Ernst Michaelsen と妻 Vera が，父 Jacob の記念として土地と建物を寄贈して始った．海岸沿いの敷地３ヘクタールに，保育園（Jacob の妻の名を取り Helene ホームという．２～10歳児），本館（10～15歳児），ホステル（自活寮．15～20歳児）がある．収容総定員48人．保育園には通園もある．職員は児童教育有資格者12人のほかに10数人．施設長ほか数家族の職員住宅がある．離婚などで両親のない児童，保護者の生活や精神状態の程度で養育困難な家庭の児童が公機関により措置され，小グループで生活指導がなされている．学齢児は「施設っ子」グループを作らせないように地域の８校に分散入学．週末は家庭帰省．ホステル入所児は職業訓練校に通学，朝食は自分たちで作る．

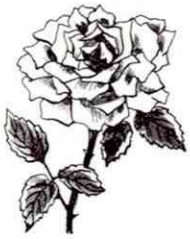

# 子どものしつけと福祉社会

岩永信吉
共同通信社顧問

通信社特派員として，海外生活の長かった私は，欧米と日本との生活を交互にくり返して，社会としてのパターンの相違を考えることが多くなった．ごくありふれた例をあげる．

欧米では公共の乗りもののなかで，乗客がよく席をゆずる．日本人だって同じだといわれるかもしれないが，そのパターンが違うのである．お年寄りや身体障害者，幼児を抱いた母親などが乗りこんでくると，まず近くの乗客が一せいに関心をもつのだ．たいてい，最も近くの人が席をゆずる．ゆずられた人が礼を言って腰を下ろすのを見届けると，乗客一同は安心して，新聞を読み続けたり，つれと話をはじめたりする．その“車内”というコミュニティー全体が，いたわりを必要とする人に対して関心をもつのである．

盲人が白い杖を持ち町を歩いて行く．私のロンドン在勤中，よく訪れた事務所の近所に盲人のクラブがあったので，たびたび経験したことだが，盲人の後から歩いて行くと，かれが町の人々の視線に護られていることに気づく．通行人，商店の店員，警官など，あらゆる人々が「あの人，大丈夫かな」と気にかけて注目している．盲人が無事に歩いている限りはだれも手を出さない．しかし交差点や，歩道の切れ目にさしかかると，一番近くにいるだれかが，必ずスッと寄りそって手を引いてあげる．車イスに乗った人などの場合も同然である．

日本に帰国した当座，なにより腹が立つのは，同様な場面で周囲の人々が無関心であることだ．疲れた年寄りがバス内で立っている．空席はないが，腰かけている連中が，ちょっとヒザ送りをすれば，まだ3，4人は腰かけられるのに，それをしない．欧米では，こういうときに知らん顔をしていられない．知らん顔でいては，気もちが納まらないのである．

日本でも若い人が年寄りなどに席をゆずる光景が増えてきたのはうれしい．ただ，相手の老婦人がていねいにお礼を言うのに，全然ソッポを向いている青年をよくみる．これはいけない．「掛けさせてやりゃいいんだろう」といった思い上がりである．礼を言われ，「いえ，どういたしまして」と返してはじめて，コミュニティーの心の通い合いが成立するのである．

なにも欧米が理想社会で，日本が悪い社会ときめつける気はない．向こうにも，悪党はいくらもいる．ただ全般を比べると，残念ながらコミュニティー意識は向こうの方がイタについていると判定せざるを得ない．

夜遅いロンドン地下鉄で，こんな場面に出会った．

どうみてもガラのよくない，労務者数人が，相当酔って座席の一角を占領し，高声でバカ話をしている．そこへ，ある駅から80歳ぐらいの老婦人が乗りこんできた．空席はない．すると，その酔っ払いのアンちゃん連が，フラつく足もとながら，やはり立ち上って，席をゆずるではないか．酔っていても，やることをやらぬと気もちが悪いわけである．そこまで習い性となっているのである．

つまり“小さい親切”なんだね—と，日本では受けとめる．小さい親切を積み重ねれば社会全体もよくなる理屈で，そこは異論ない．だが私は“小さい親切”と解釈する思考方法そのものに反対である．ことは決して“小さく”ないと思うからである．

いつかテレビで「結晶体」という科学番組を見て，ハタと思い当ることがあった．

鉱物には，それぞれ四面体，八面体，あるいは六角と，きまった形に結晶するものがあるが，それは各鉱物の小さな分子一つ一つが，独特の形をしているから，それが何千万，何億と集っても同じ形に結晶する．そのテレビ番組は，プラスチック製の分子の拡大模型を使って，その過程を面白く解明して見せた．

私は社会構造も似たようなものだと思う．個々の人間の思考や行動のパターンが，何百万，何千万の人間の集団のパターンを決定する．個々が立派なら，社会も間違いをしでかさないだろう．逆に個々が小さいワイロや小さい不作法に鈍感なら，その総合体に腐敗や汚職が横行してもフシギではない．個々人の行いを“小さい”と思うのは大間違いのモトだ—と私は考える．

私は3人の子を英国で幼稚園，小・中学，高校に通わせてみて痛感したのだが，この個々人の育成は，子どものしつけからはじまっている．英国の親や教師は，ときに児童に実力行使をもあえてする．おしりをパンパンとひっぱたくのである．ただしかる動機は，いわゆる目上への非礼とか言葉を返したとかいう，上下関係の罪ではない．多くの場合“公園で菓子の包み紙を，くずかごに入れず，芝生に投げすてた”“人の好意に感謝の意を表明しなかった”“隣人への思いやりを忘れた”といった，要するに「社会人としての徳義に反する行為」に対する罰なのである．三つ，四つの幼時から，しりをたたかれて，社会人教育を仕込まれる．そのしつけを受けた個々人の集合体でこそ，福祉制度がイタにつくのである．

電車のなかで，赤ん坊を抱いた母親や肢体の不自由な人を，乗客全員が気にかけたり，町の通行人たちが盲人に視線を注いだり，—そういうことの大規模な凝集，制度化が，社会福祉ではないのだろうか．

同じ社会の，神の前には平等であるはずの市民のなかに，なにかのハンディキャップのため不当に不幸な生き方を強いられる仲間がいるのを，放っておかない—いや，放っておいては気もちが納まらない—そういう個々人が形成する社会でこそ，福祉行政に血が通うのではないか．

形だけマネして制度を造っても，電車内で前に松葉杖をついた人が立っているのに知らん顔でいる人や，礼をいわれて「どういたしまして」の一つも返さぬ人が多いうちは，福祉行政も本ものではない．

子どものしつけとか，いわゆる小さい親切などということを，社会，国家とは無縁のものとして受け止めてはならない．実はそこが決定的に重大なのであろうと私は思うのである．

# 第18回国際社会事業教育会議と国際社会福祉会議

松本武子
日本女子大学教授
日本社会事業学校連盟会長

第18回国際社会事業教育会議（International Congress of Schools of Social Work）が1976年7月13日より17日まで，国際社会福祉会議（International Conference on Social Welfare）が7月18日より24日まで，プエルト・リコのサンフアンで開催された．この2つの会議は1928年に，パリで創設されたもので，現在は2年ごとに開催されている．日本では1958年に東京で開催された．

## 国際社会事業教育会議（ICSSW）

ICSSW は国際社会事業学校連盟（International Association of Schools of Social Work）が主催しており，その事務局はニューヨークにある．連盟の加盟は本来社会事業系の大学もしくは national organization の加盟であったが，さいきん社会事業教育に関係するものの個人参加も認められた．現在会員は大学が476校，national organization が21で，65か国にわたっている．個人会員は930人，79か国にわたる．わが国は，41校が日本社会事業学校連盟として加盟している．

国際社会事業学校連盟（IASSW）は，国際会議開催のほかに，欧州，アジア，北米，南米など各地域セミナーの開催を推進したり，社会事業教育に関する調整，研究ならびに出版または情報交換など，社会事業教育発展への国際的主軸機関としての役割を担っている．

第18回会議の主題は「Social Realities and the Social Work Response — The Role of Schools of Social Work —（社会の現状に対する社会事業の対応—社会事業教育の役割—）」であった．参加者は約400人，会議は一貫して主題を基調として発表され討論された．全体会は5回，その内容は，各地域における実状報告や国際的見地にたつ見解が，単独講演あるいはパネルの形式で発表された．初日には IASSW の総会が行われた．

地域別部会は，アフリカ，欧州，アジア，北米の4部会で，各地域の実情報告が具体的に発表され，質疑応答があり，他国状況を知るうえで参考になるものがあった．

Discussion group の部会は，2日にわたった．これは15人内外の少数グループにわかれ，緊密に地域の状況と社会事業教育について討論する会で，大学における指導方針，カリキュラム構成，コミュニティーとの関連における実習指導など，それぞれのグループで身近に語り合われた．

その他にプエルト・リコ大学の招待パーティーや施設見学もあり，午前・午後・夜にわたる充実したプログラムは，社会事業教育に関する情報交換ならびに研究に，真に得難い機会を提供するものであった．

## 国際社会福祉会議（ICSW）

第18回国際社会福祉会議の主題は「Struggle for Equal

Opportunities—Strategies for Social Welfare Action—(機会の平等を求めて—社会福祉の行動戦略—)」であった．ICSW は国際福祉協議会が主催するもので，福祉行政部局，教育，研究，その他各分野の社会事業に直接間接に関与するものが個人参加できる．本年の参加者は約70か国より1,100人であった．

開会式にはまず会長より，ICSW が77の国内委員会と24の国際団体によって成立している旨の発表があり，主題については，組織委員団ならびにプログラム委員長より各分野別に概括的報告があった．

プログラムは全体会と委員会，ならび大小約20のグループ会で進められた．全体会の一つ，「貧困—デモクラシーへの挑戦—」と題するプエルト・リコの社会福祉施策についての，民生局長その他の講演は，注目された．また「社会福祉の諸企画における国連の意義」と題する国連の社会福祉事務局次長の講演は，国連のあり方を克明に紹介するよい報告であった．

ICSW の圧巻はルネ・サンド賞受賞者の講演にある．この賞はこの二つの国際会議の発展に最も貢献し，IASSW 会長の任期中に死去した故ルネ・サンド博士を記念して設けられた．本年の受賞者は IASSW 名誉会長 Dame Eileen Younghusband で，その講演は「われわれはそれを如何に達成するか」であった．

委員会は，特定のテーマにより特定の委員が継続的に検討・審議し，最終の全体会にその結論を報告するもので，テーマは「社会福祉の権利を達成するためのサービスの確保」「貧困追放における所得の再分配」「少数者グループのための機会の平等」「政治および行政における機会の平等」「機会の平等を確保するための，一国内における地理的・政治的地域格差」「社会福祉権利達成における国際協力」についての6委員会であった．

サンフアン風景・丸石を敷きつめたキリスト通り

施設見学は広範にわたり，また本年はとくに家族招待の夕べがあり，全員がグループにわかれ，個人宅やロータリークラブに招待をうけたので，プエルト・リコ住民の生の生活を知り，交流の機会を得ることができた．

以上2つの国際会議について簡単に紹介したが，難をいえば，ことにICSWではプログラムの進行や手順にやや不手際がみられた．しかし元来，第18回会議の開催地はメキシコに決定していたにもかかわらず，昨年になり辞退があり，その結果昨年末プエルト・リコが引受けることになったもので，短期間におけるプエルト・リコ関係者の奉仕的な努力と貢献については，参会者一同が賛辞を呈した．

# 第2回国際社会事業団会議と職員研修会

## ―国際社会福祉の問題点―

児玉　怜子
日本国際社会事業団
ソーシャルワーカー

国際社会事業団（ISS. International Social Service の略）は1921年にヨーロッパで移民の家族問題を援助したことからはじまった国際福祉機関で，現在ジュネーブに本部をおき，18か国に支部がある．支部のない国では，その国の厚生省や民間機関の福祉従事者に連絡員として協力を求め，その数は100か国以上にのぼっている．2年ごとにＩＳＳ会議と連絡員の研修会を行っている．1975年10月27日から1週間，第2回ＩＳＳ会議と職員研修会がギリシャのアテネで開催され，18か国から26人が出席した．

飛行機の関係で2日早くアテネに着き，ひとりぼっちでいたが，開会前夜になると，よその支部の代表者がつぎつぎと到着，互いに自己紹介し，「あ，あのことで連絡をとっている……さんですネ」と，手紙にサインしてある名前が現実となり，なん年来の知己のような親しさが伝わる．会議は，うちとけたふんい気ではじまった．そこでは，2か国にまたがる家族や，個人の問題で援助する社会福祉を最も必要としている人に，最も適した方法で行うために考慮されることについて討議された．そのなかから2，3述べてみよう．

ＩＳＳ支部間では，クライエントから相談を受けた支部が相手方の住んでいる国の支部に援助依頼の連絡をとるが，このとき，だれがクライエントであるかを常に明確にしておくことが重要である．自分の関係しているクライエントは身近で、理解しやすいので，こちらが主で相手方が従と考えて対処しやすいが，それでは一方的な見解となり，全体的なニードを見失い，問題解決とならない場合がある．2つの国の関係者がクライエントであることを頭におき配慮する必要がある．ＩＳＳ支部でなく，関係者の住んでいる地域の福祉機関が直接，関係者と接触しているときは，その関係者のみをクライエントと考えやすいと，いくつかの支部は報告している．一方の関係者が他方の関係者を，また直接関係している機関が他方の関係者を理解できなかった場合，相手のニード，問題をも配慮してもらえるように，相手のおかれている状況，問題，気持などを解釈して伝えるのは，ＩＳＳの重要な役割であることが強調された．

文化の違いにより，考え方，受けとり方，理解の違いが浮彫りにされた．クライエントが援助を依頼したとき，その国では正当な理由として受けるが，相手方の国では理由とならず，ある程度までの協力は得られるが，それ以上は得られない場合がある．この場合，文化や習慣の違いで決めないで，関係者の気持，おかれている状況，問題，福祉を支部間で十分検討し，種々の価値体系のなかで判断して問題解決の方向に協力関係で進めることが必要である．ＩＳＳのひとつの大切な役割は文化および価値観の“違い”を解明し，互

いに理解できるようにすることであると確認された．

たとえば，両親が離婚し父親が親権者であったが，ある時点で母親に親権が移行し，母親と子どもは母の故郷ギリシャに移住した．父親はオーストラリアに残ったが，子どもと父親との連絡は継続し，12歳の末娘は学校の休みに父親を訪問できると裁判で決められた．子どもからの連絡がないので，父親はオーストラリア支部に援助を求めた．オーストラリア支部は受付けて，ギリシャ支部に連絡した．距離的関係から家族に直接会うことができないギリシャ支部は，地域の福祉機関に面接を依頼した．面接により，子どもたちは元気で新しい国に適応していること，末娘が夏休みに父親訪問を希望していることが判明した．しかし母親は，12歳の娘ひとりの長旅と，勤めている父親がどのように娘の面倒をみるのかに不安をもち，父親訪問について否定的であった．面接した福祉機関は，そうなるとプライベートなことなので直接連絡して計画するようにと，それ以上の援助を辞退した．父親は子どもの様子については安心したが，末娘の訪問について，福祉機関を通して進行しないことに失望した．両親のコミュニケーションがうまくいかないため，末娘の訪問は実現しなかった．この例では互いの気持がわかり合えないため援助が打切られた．母親の協力を得るには，地域の福祉機関が土地の慣らわしで援助を辞退する以前に，母親の不安，娘の気持について話合うよう望まれ，また父親の娘を受入れる計画案が表明されるよう望まれたが，そのためにはＩＳＳ支部間で2つの国の法的・社会的・文化的相違についてもっと検討し，地域の福祉機関に理解し協力してもらえる努力が必要である．さらに，関係者の気持が相互に理解できるような援助がもっと必要であると指摘された．

秘密保持については国によって違っている．フランスやカナダではどんな書類や報告書も秘密厳守で，相手が夫や妻でも，当事者の許可なしで見せることは許されない．クライエントや書類によっては直接見せた方が真意が伝わる場合もあるが，それができないため苦心は大きい．国によっては書類，手紙，医師の診断書などを見せる場合がある．情報の取扱いについては関係者にどんな影響を及ぼすかについて細心の配慮が必要で，知らせてよい情報，秘密保持にしてほしい情報，判断を相手方のＩＳＳ支部に委ねるなどを明記することが約束された．

手続き上の問題としては，全体の支部で必要とする基本的項目が検討され，援助依頼時のアウトラインが作られる．いろいろ挙げられた項目のなかで，興味あるものに生年月日の表記の仕方がある．たとえば1976年１月７日を，ヨーロッパでは7.1.1976と書き，スウェーデンでは760107，他の国々では1.7.1976と書く．自分の国の書き方で理解し，重要書類に月と日を反対に記載した失敗談があり，月名は必ず綴りで表記することにする．

最後に，ＩＳＳ支部はチームの一員として活動していることを記憶し，クライエント，相手方，関係者の相談を受けるとき，ソーシャルワークの基本である社会診断，計画，治療，決断が常に関係者の協力のもとに同意され，援助活動を実行することが強調された．

世界の婦人の行動

# 英国の婦人会活動
## —W.I. に参加して—

山崎美貴子
明治学院大学助教授

### 最後部の車両

マンチェスター大学に通うために，毎朝，わたしの住んでいたハートフォード駅から，マンチェスター・オクスフォード駅に行くローカル線に乗込む日課が続いた．

最前部が禁煙車なので，いつも，ホームの先頭のほうで電車がはいって来るのを待っていた．ドアが手動式であるため，他の場所で待つと乗りそこねてしまうおそれがあると心配したからである．

最初の数日は気付かなかったのであるが，しばらくして，車いすに乗った老人，うば車（といっても，日本のそれよりもずっと大型で，生後数日の赤ちゃんを寝かせたまま用いることができ，成長するにつれて，いす型にして用いることができる）を押した母親たちは，きまってホームの後部で電車を待っていた．

なるほど，と，合点がいったのである．最後部の車両に，これらうば車や車いすが，赤ちゃんや老人ごと乗せられるためであった．どの時間帯でも，このような車両がスペースとして確保されていた．

### さりげない社会的役割の分担

この車いすやうば車を電車に押しあげるために，たまたまホームに居合せた人々が，電車が来ると，さりげなく，さっとそばに寄ってきて，これらの人々に手を貸していた．そのやり方が，まさにさりげないのである．当り前の社会的分担を，当り前の顔をして，さっと押す人，引っ張る人，ドアを開ける人と，役割があらかじめ打合せてでもあったように，スムーズに，見知らぬ人のためにてきぱきと進められていくのであった．この風景をみたとき，はじめて，あ，なるほど，これで，子連れの母親たち，足の不自由な方々の外出はかなり楽にできるのだな，と納得がいったのである．

しかし，ほとんど毎日，この光景にぶつかり，ときには私自身も，このうば車や車いすを押しあげる作業に参加するにつれて，このなにげない当然の連帯の仕方に，イギリスの人々のいわゆる way of life（この言葉をなん度，かれらから聞かされたことだろう）を感ぜずにはおられなかった．

### 主婦の団体，W.I.

このさりげない社会的役割の分担の仕方は，地域の主婦たちによって結成されている婦人団体の集りに出席してみて，ますますその印象が強固なものとなった．

このイングランド北西部に位置するハートフォード（チェシャー州）は，ロンドンやバーミンガム，マン

チェスターのような大都市とは異なり，ローカル色豊かに，なだらかな緑に囲まれた町で，近隣都市（マンチェスター，リバプール）のベッド・タウンである．

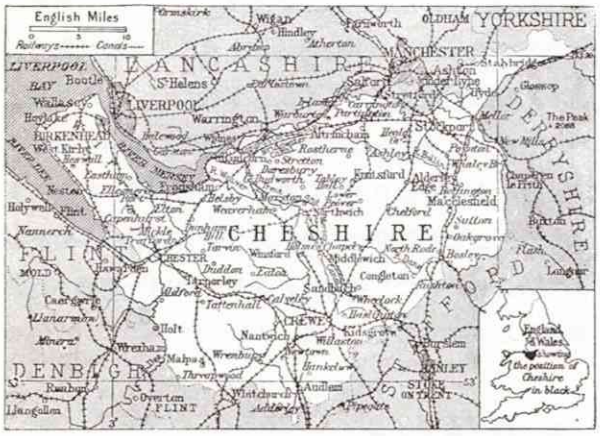
English Miles
YORKSHIRE
LANCASHIRE
LIVERPOOL
MANCHESTER
OLDHAM
CHESHIRE
FLINT
DENBIGH
DERBYSHIRE
STAFFORDSHIRE
CHESTER
CREWE
NANTWICH
WREXHAM
MOLD
Holywell
Flint
Mostyn
Prestatyn
Rhyl
Denbigh
Ruthin
Llangollen
Corwen
Bangor
Llandudno
Colwyn Bay
Conway
Caernarvon
Bangor
Llanfairfechan
Penmaenmawr
Aberystwyth
Tarporley
Northwich
Knutsford
Macclesfield
Congleton
Sandbach
Nantwich
Whitchurch
Ellesmere
Oswestry
Llangollen
Wrexham
Mold
Holywell
Flint
Rhyl
Prestatyn
Bangor
Llandudno
Colwyn Bay
Conway
Caernarvon

W.I.の会場にはいってみると，200人余の婦人が小グループになって坐っており，壇上には，当日のテーマの「スェードの染色と作品の作り方」の展示がしてあった．ヨークシャー州のカレッジで皮工芸を教えている，50歳くらいの，講師のスティーブンス夫人は，作品の説明にはいるまえに，イギリス人としてはめずらしく，自己顕示的に，自分の経歴や，いかにたくさんの賞を得，多くのカレッジなどで教えてきたかなどを，延々と話しはじめた．我慢強いイギリス婦人も，30分以上にその演説が及んだとき，ついにひとりが立上がり，「あなたのお話も面白いが，作品の説明にはいってほしい」と提案した．

帰りの車中で，同行したロウクリフ夫人は「W.I.の会長のドロシイったら，あのスティーブンス夫人の話のあいだ，3度も時計を見て，足をなん度もカタカタならしていたわ」と会合の面白くなかったことを遠回しに告げた．

### W.I.と地域の生活

わたしにとっては，「皮細工の作り方」という当日の呼びものよりも，会合のすすめかたに興味があった．

この皮細工の作品に関する講師の話と作品の制作の説明のあと，会長は1か月間のハートフォード全体の，大まかな，個々の行事予定，カウンティ当局よりの説明（街路樹の伐採計画，道路の補修計画，乳児の健康診断の予定などを話した）を行った．続いて，ひとり暮しの老人のミセス・エイクンが週末に病院から退院するため，身辺の世話と入浴の手伝いが必要なので，近隣で援助できる人は申出てほしいといったたぐいの，いくつかの個別家族の援助計画の要請などをした．

この報告や依頼のアピールを通して，地域全体の生活の主たる状況がつかめる仕組になっている．

当日，初参加のわたしは壇上に招かれ，そこで，簡単な紹介が一同になされ，その後，いくつかの質問がわたしに寄せられた．たとえば，日本の主婦は働きに出る人が最近増えているか．音楽教育が盛んだと聞くが，通常なん歳からはじめるか．見合い結婚が多いと聞くが，あなたは日本の伝統的なこの結婚の仕方をどう思うかなどの質問がなされた．新入会者は会員の紹介で入会し，わたし同様に，全員への紹介がなされる習慣となっているようであった．

### W.I.のプログラム

W.I.の通年プログラムの作成と団体の運営は，チェアマンと称される婦人および数人の委員に委任され，毎年9月に年度計画が公表されている．W.I.の年度は例年9月より翌年6月までとされ，7・8月は，バカンスで大方の家族が旅行するので，休会となる．

ハートフォードのW.I.のプログラムは月1回，第3木曜日に例会がもたれるが，多様な組み方である．講師を招いて講義形式のあと，ディスカッションをする場合，ディスカッションのみの場合，前述のような皮細工などの作品を制作するなどであった．

プログラムのテーマは，地区福祉部のソーシャルワーカーにする身体障害児の子どもの世話の仕方，訓練学校の教員にする障害児とともに陶器を作ろうという呼びかけを含めた講演，ホームヘルパーによる老人との付合い方といった福祉課題、夫との話題を共有する方法というテーマのディスカッション，前述した皮細工，日本の生け花と折紙といった生活技術の側面をも

った課題，アフリカ探険旅行のスライドを見る会など，多様であった．

ゲストとして隣の地区のW.I.に招かれた折のテーマは「日本のお正月について」であった．当日はW.I.の国際部のスタッフがわざわざロンドンからやって来られ，チェシャー州の新聞なども取材に来たりして，数百人の会員が集った．日本からちょうどわたし宅に来ていた友人と2人で，スライドや婦人雑誌などを持参したが“日本に対する関心の高さ”に驚かされた．

イングランドとウェールズのW.I.は，ほぼ同様なすすめ方がされている．各地区のW.I.は週1回から月1回程度の例会をもち，その内容は，ディスカッションと講義方式との併用がいちばん多いようである．

### 英国の婦人団体

民間の福祉サービスを行う婦人団体として，王立婦人ボランティア・サービス（1938年設立）があり，約2,000のセンターが設置され，児童，障害者，居宅老人，病院，刑務所などに対し，公的サービスではカバーできない個別的・特殊ニードに対応するサービスを担っている．このほか，政府も助成・援助し，社会福祉協議会に関連のあるWomen's Forumも有名である．

英国の婦人団体は数百にのぼり，女性の政治的・法律的・経済的地位の向上をめざし，運動を展開しているが，その大多数のものは，地域サービス，たとえば，家族の福祉，児童・老人の保護，都市・地方の生活環境の改善運動に，地道にたちむかっている．

W.I.のほかに全国組織を有している婦人団体は，一般的団体としては，The National Union of Town's Women's Guild, Scotish Women's Rural Institute, National Association of Women's Clubs，専門家集団としては，看護婦・教員・保健訪問員などの15団体，宗教関係の12の婦人団体，政治団体など，およそ60団体がある．

このほかに，近年，少数のメンバーによるミニ・サイズの婦人団体の設立がめだっているが，異なった目的・内容の，これらの32団体の会員，約25,000人により，1973年7月，全国主婦連合(National House Wives Association)が設立され，話題をよんだ．どこかの国で，すでに聞いたような名前ではないだろうか．

ミニ紹介4：肢体不自由児シュライナーズ病院（SHRINERS HOSPITALS FOR CRIPPLED CHILDREN）—ホノルル

アメリカ本土・カナダ・メキシコなどに22支部をもつ子どもの整形外科専門のシュライナーズ病院の1支部である．関節の疾病，交通事故の傷害，サリドマイド，脳性小児麻痺の0～15歳を収容，定員40人．職員は保母，看護婦（3交替制）21人を含む50人．外来は金曜，月約300人が来診．1930年，ドウセット家から敷地8エーカーを寄贈されて設立．治療用プール，トレーニング室がある．小・中学校を併設，車いす授業もある．児童1人1日当り80ドルの経費および運営費は一般寄付による．グアム・沖縄・台湾・サモアからも入院．外国人も無料．本年3月末までの収容者、延べ8,381人．

世界の育児

# 西ドイツにおける幼児教育の基礎

成田弘子
淑徳短期大学教授

「主なる神は土のちりで人を造り，命の息をその鼻に吹きいれられた．そこで人は生きた者となった．」(創世紀，2—7)

人は神によって造られた．自分も，親も，子も，友人も神によって造られたという観念のもとに，ドイツ人の人間関係の基礎が築かれている．したがって，このような聖句は，すべてを超越した神に対する絶対的な信仰のもとに理解されている．個人は“神”という大樹の枝であり，神との関係における自分を認識し，幼い子どもでも親と対等に自己を位置づけ，親も，神の創造物であるところの子どもを尊重するという傾向がみられる．ドイツは，イギリス，フランスとともに学校教育のなかで正式に宗教行事がそのカリキュラムに組まれ，児童は神への服従を教えられ，人間がそれぞれ与えられた義務を遂行することは，神の使命を果すことであると教えられている．

同時に子どもたちは親への服従も教わる．幼いときに親に服従し，親を困らせないことは，神の意志にしたがうことであると理解させられる．このような神との関係のもとに子どもたちは尊重され，教育されていく．これは組織的に体系づけられた教育以前，すなわち家庭教育のことであり，キリスト教の浸透を考えずにドイツの幼児教育を述べることは不可能に近い．

さて，ドイツにおける幼児教育の功労者としてまず挙げられるのは，幼稚園(キンダーガルテン)の創始者フレーベル(F.W. Fröbel, 1782～1852)である．かれは，幼児教育を恩物の理論(注)によって体系づけた．かれは幼児教育の目的を，円満な人格の養成，自発活動の促進，幼児の活動を満足させる，幼児のうちにもっているものをよびさますなど，幼児の創造活動を尊重し，できるだけ子どもを自然に育てることを主張し，遊びを通じての教育を唱え，その材料として積木を考案したことはあまりにも有名である．

かれはまた，母と子の遊びを美しいうたによって行うことを唱え，その人間関係，ことに母子関係の重要性を早くに説いている．現在なお，西ドイツの幼稚園では子どもを遊びのなかで自然に育てる方法を考慮し，19世紀のフレーベルの精神が，そのまま幼児教育の思想に流れていることをくみとることができる．

幼稚園の遠足というのは，文字通りリュックサックを背負って2時間近くも歩き，山登りをしたり，小鳥やうさぎ，リスなどのたわむれる野原で遊ばせるような形式が多く，遠足のための費用というものは，とくにない．花や虫をとったり動物を追いかけたりすることは許されず，（日本人で蝶をとって罰せられた人がある）神の創造物を大切にする精神に感動させられる場面も少なくなかった．

西ドイツでは幼稚園も保育所も自由遊びが多い．ここに見られるようにフレーベルの「恩物」も置かれている

幼稚園は多くの場合，保育所を兼ね，ときとして養護施設，学童保育などを同時に行っている所もある．保育は昼食をはさんで2度にわかれ，昼食と昼寝のために2時間ほど帰宅させるのが常である．（勤め人のほとんどがこの時間は帰宅し，病院，役所，店舗などもこの間はシャッターを下ろしてしまう．）

1日のなかでいちばん忙しい仕事を終えた1時から2時ごろのあいだの母親の昼寝は，絶対に邪魔をしてはならないようにしつけられている．幼い子どもたちは昼寝をさせられ，大きい子どもたちは外へ出されてしまう．

この国のしつけの特徴は，基本的生活習慣を含めて，おもに行動の社会化にある．それは，早くひとりで着脱衣できるとか，排便の処理ができるとかいうことについてよりも，他人に迷惑をかけない，失礼にならないことに重点のおかれたしつけがなされる．すなわち正しいあいさつ，食事の

マナーなどであり，数をかぞえたり，文字を読んだりということはまったく要求されない．かれらが成長すれば可能になるような事柄についての早期教育はほとんど行われず，日常生活において子どもが出会うごく普通のことを徹底的に教えていくのである．

IIIII

だから子どもたちは驚くほど行儀がよく，それが不自然さを伴わないということである．また，子どもが泣いたり騒いだりしてはいけない所に，子どもを連れて行くようなことをしない．すなわち，病気見舞，観劇，音楽会，パーティーなどがそれである．

家のなかでも規律正しい態度がみられる．おとなと子どもの生活がはっきりと区別され，おとなの生活を邪魔することはきびしく戒められる．来客のときなどは，あいさつにだけ出てきて，さっさと部屋にもどってしまう．決しておとなの話の邪魔をすることはないし，客の前で母親に駄々をこねるということはない．

こうしたしつけは生後6か月ごろからはじめられると聞き，私ども日本人の感覚としては少し残酷でかわいそうな気もするが，結局そうしたほうが後でしからなくてすむし，親も子も楽なのだということに気づいた次第である．ドイツの母親の育児法は，思いつきや，育児書によるものではなくて，親が教えてくれたわが家の伝統的なしつけの方法である．だから一般的な傾向はありながらも，家庭によってそれぞれしつけの方法が異なる場合があり，お互いに自分の教育法，しつけの方法に誇りをもっており，マスコミの暗示にかかるなどということはまったくない．ゆえに育児ノイローゼなるものはほとんどない．

このように家庭教育を重視するドイツでは，幼稚園や小学校は，親がきめた子どもの1日のスケジュールの一部として考えられている．したがって幼稚園まかせとか学校まかせということはなく，これらの機関で先生や経営者たちに，父兄はどしどし自分たちの意見や希望，批判などを出し，父兄会で先生と父兄が口角あわをとばして議論することもめずらしくない．

IIIII

ドイツの家庭教育のもうひとつの特徴は，倹約の精神を植えつけることである．かれらの玩具をみると興味深い．祖父の時代からの積木，（私がクレッチマー博士の家に招待されたとき，かれは，父親が子どものとき使ったという積木を出してきて，私の息子に貸してくださった．しかも1個も欠けていなかったのを見てまったく驚いた）祖母が作った人形，廃物を利用して自分で作った玩具など，なにか暖かみのあるものが多く，日本の子どもがもっているような，ピカピカで精巧な玩具や流行の玩具というようなものは見当らなかった．

子どもたちが玩具を買ってもらえるのは誕生日

手作りの玩具が並ぶ保育室

とクリスマスだけであり，理由なく玩具を買い与えるということはまずない．子どもたちは玩具ばかりでなく，学用品や衣類も大切にし，女の子は幼いときから自分のくつ下の穴を修繕することを教わる．わが国でしばしば使われるような“つかいすて”という言葉はこの国には縁遠い．

この国の人々は，“つきあい”の単位が家庭どうしであることが多く，一家の主人だけが外で招待したりされたりということはまれである．家族ぐるみのつきあいであり，父親は仕事以外は在宅し，子どもとの関係は日本のそれよりも密接である．

父親は文字通り一家の大黒柱のような存在であり，母親が父親につくす姿を子どもたちはよくみている．だから，子どもたちは父親を尊敬し信頼している．父親も家庭のことについて母親とともに考え，育児に参加する．一回のＰＴＡに必ず２組か３組の両親が参加しているのも，この国の特徴かも知れない．そのためＰＴＡはふつう夜の八時からはじまる．子どもを寝かせて両親で出席するという段取りが考慮されているのである．

IIIII

フレーベルと並び称せられるドイツの教育学者モイマン（E. Meumann, 1862～1915）は，“von kinde aus”（子どもから）という言葉によってかれの教育理念を報告し，教育学の歴史を変えたといわれている．すなわち，教育目的の具体化は，子どもの自然の心性を通じてなされるべきであり，それは“子どもから”でてくるものであろうという立場であり，自然のなかで発達段階に応じた学習を習得せしめる環境をつくるという方法がとられている．そしてそれは，つくえの上のみの学習ではなく，また強制的な知識の拡張でもなく，社会的要請と個人の発達とが一致した点でなされるものであり，キリスト教精神のうえに建てられた長い伝統をもつ文化のある社会で，ごく自然にな

されるものであり，現今日本に普遍化している便宜主義的な不自然な詰めこみ教育とは対照的なものである．神に対する絶対的な信仰，伝統的な自然尊重主義，そして規律のある家庭生活，これらがドイツの幼児教育の基礎を築いているものといえよう．

早期教育はたしかに子どもの脳に刺激を与え，その発達を促すかも知れない．しかし発達というものの本来の姿をみるとき，それはより原始的で自然的なものであることを忘れてはならない．発達は一定の順序と速度をもってなされるのが常であり，自然に逆った刺激は，それを阻害することもあり得る．また知育に偏った幼児教育は，もっと大切な，子どものなかにある宝物を失わせてしまうおそれのあることも知っていなくてはならない．そしてドイツ教育にみる絶対なるものの力と価値観を認識せしめることは，人格形成のうえからも重要である．知育に偏っているわが国の教育もそろそろ反省の時期にはいってもよいのではなかろうか．

注）恩物とは，フレーベル創案の，体系づけられた一連の教育玩具の総称．フレーベルは自らの創案になるこの玩具を，神よりのたまもの（gift）として幼児たちに献げた．（武政太郎監修『フレーベルの恩物の理論とその実際』フレーベル館）

パンとリンゴのおやつをいただく子どもたち

# あれ・それ・これ

## 自主性

田村健二
東洋大学教授

アメリカ人の家庭に夕食をよばれたときのこと．わたしたちおとなは酒を飲みながら談笑していた．と，突然，ガシャッ，ワーッと火のつくような泣き声．皆がアッと注目すると，その家の1歳ちょっとのランディ坊やが，両手をサイドボードの引出しにかまれている．

子ども用の食卓で早く終ったランディが，さきほどからサイドボードの引出しを引っぱり出し，ガタゴト，ガタゴト遊んでいたのを眼の端にしていたが，ついに両手を引出しのふちにかけたまま，勢いよく押して手をつめてしまった次第．

さっそくママが引出しを引張り出して，ランディの両手先をみる．しかし，たいしたことはなさそうなので，その手を離した．ところが，ランディはいっこうに泣きやまない．なぜ泣きやまない？

さすがにママで，その意味がすぐわかって，ランディの両手をもういちど引出しのふちにかけさせ，それを押して，さっきのガシャッとやった位置までもどした．ガタゴト，ガタゴト，ランディはけんめいに引出しと格闘し，ついに自分で自分の手の抜出に成功した．そして，泣きやんだのである．

ウーン，わたしはうなってしまった．はじめ痛くて泣いたのは確かだが，それ以後は，そんな苦境にあっても，自分の力で解決する，そのチャンスをママは奪ったじゃないか，とママに怒って，泣いていたのである．日本で自主性，自主性と口にはするけれど，この小さな子どもに，根本的に違うんだな，とシミジミ思い，ショックであった．

## ウガンダで

斎藤総衛
東京YMCA総主事

地図のうえでは赤道直下だが，ウガンダは国土のほとんどが海抜1,000メートルを超える高地だけあって，空気は冷たく，緑の香りのゆたかな世界だった．

英国発行のパスポートを持つインド人居住者のすべてを，国外に追放した直後のカンパラは，あるじを失い表の戸を閉ざしたままの商店や事務所が多く，さびしいといってもよい都市だったが，にもかかわらず新興国家が国家形式の途上で経験せざるを得ないいくつもの出来事に当面している緊張を，ひしひしと感じさせる何かがあった．

参加した会議のなかばで，ナイル河の源流に位置するジンジャという都市を訪ね，小学校では，就学年齢の子どものうち20%だけが在学していることを教えられ，またYMCAの職業訓練センターでは，その見事な施設が，主として西ドイツの援助によって備えられたものであることを知り，「開発」という道の長くかつけわしいものであることをあらためて覚えた．

垣間みた民衆の生活は，決して豊かとはいえないものだったが，この黒アカシアの香りに満ちた国の人々が，多くの問題を克服して，人間にふさわしい社会をつくり上げる日がやがて到来することを願って，私はウガンダを離れた．

## イタリアの子どもの絵

田辺敬子
東京都立大学助手

イタリアでさまざまな教育の現場を訪ねたなかでも，とくに印象鮮明なことの一つは，子どもたちの絵の色彩の鮮かさとその直截な表現力であった．なぜ，あんな絵が描けるのだろうか．画材そのものの問題もある．例えば画用紙が大きい，ペンキのような絵具をたっぷり使っている．が，肝心なことは，そこに脈打つ人間形成の思想と方法である．

フィレンツェに隣接するスカンディッチ市のカパンヌッチャ保育園は南部移民居住地区にあり，90人の園児をかかえているが，3～6歳の子どもを年

学校の帰り．ローマで

齢別に分けずに，自由にねん土細工をさせたり，絵を描かせたり，歌を歌わせていた．昼寝のベッド作りや掃除，食事の準備なども「だれが手伝ってくれる？」と保母さんが呼びかけると，子どもたちは「あたし」「ぼく」と自発的に手伝いはじめる．何ら強制されなくとも，子どもたちは結構仲良くやっているのに驚嘆した．

近くのマカレンコ保育園では，戸外の建物の壁に張られた大きな画用紙に，複数の子どもたちが描いていた．思い思いのイメージが重なり合って一枚の絵が誕生する．それはあたかも自然の造作のようであった．

## タンザニアの母子対策

アリパ・マレアレ
(ARIPA MAREALLE)
在日タンザニア大使館

タンザニアの大部分を占める田舎では，男性は新しい土地の開墾や果樹の手入れ，そして町に出稼ぎに行き，女性の90%は農作業，6～8人の子の育児，そして地域の井戸掘り，学校・保育園の建設と，1日14時間も汗を流して働いています．しかし伝統的な習慣と無知，貧しさのために，母子ともに栄養不足であり，過度な出産が加わって，健康が害されていることもしばしばです．

現在，政府・与党，そして公私の各機関がけんめいにこの対策に励んでおり，まず健康のための施薬所・診療所の建設，健康と育児のための家族計画の普及と保育園の開設，さらに農作業や家事のための工業技術の導入（水利など）が，急ピッチで図られています．

他方，教育はUmoja wa Wanawake wa Tanzaniaという女性専門の教育機関のもとに，地域の農作業，農場運営，商店経営，協同組合活動など，経済面にわたる成人教育が，女性にも開かれています．小学校の女子生徒の割合は徐々にふえて，1961年の35%から，1971年には39.5%となりました．

ひとつ注目すべきものは，タンザニヤの社会主義下で推し進められている計画村です．ここでは，以上の諸対策が村という地域のなかで集中的な開発を見せており，今日，この村の住人は500万人以上（全国人口1,300万人）となりました．母子にとっても，明日の願いがこめられた土地なのです．

---

**編集後記**

本誌もいよいよ第3号を刊行する運びとなりました。創刊号を出してから早くも1年近くになりますが，多彩で幅の広い執筆陣と，筆者が直接見て，はだで感じとって書いているユニークな内容は，各方面に大きい反響をまき起しているようです．日を追って申込みが増えているそうで，編集委員として喜ばしい限りです．これはご執筆の方々のご協力と，編集に当っておられる方々の努力の成果であって，心からお礼申しあげます．

私たちは日本の児童と母性の福祉の向上を願って，さらにファイトを燃やしつつ，本誌の内容を，より充実した豊かな独創的なものにしていきたい，と思っています．どしどしご意見をお寄せくださいますようお願いいたします．（編集委員　五島貞次）

世界の児童と母性
－海外福祉情報－
年2回発行
第3号　昭和51年9月30日発行
編集・発行者
財団法人 資生堂社会福祉事業財団
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話 03-572－5111　郵便番号 104
印刷所　共同印刷株式会社
東京都文京区小石川4丁目14番12号

## 財団だより

### 1976年4月

本誌第2号発行。

本誌第3号編集会議開催，10月刊行を決定。

### 5月

再・新任役員。第7回理事会，第6回評議員会開催，下記のごとく決定。

理事長：岡内英夫。

常務理事：福原信和，岡　浩正（兼事務局長）

理事：秋山ちえ子，池田弥三郎，石館守三，大浜英子，唐島基知三，熊崎正夫，斎藤伍郎，樋口謙太郎。

監事：三宮正彦，大村匡一郎。

評議員：青木半治，石野正雄，岩永信吉，江幡清，小俣武憲，小堀辰治，加田純一，高橋武彦，寺田勤，野田信夫，馬場武次，松田輝雄，見矢洋一，安田利顕。

第5期事業計画決定。

本誌第2号を官公庁関係部門，都道府県立図書館（人口6万人以上の市立図書館を含む），大学図書館，関係福祉施設に配布。

昭和51年度児童福祉総合研究課題"現代の家庭養育に関する総合的研究"について主任研究者会議開催，小課題を下記のごとく決定。

1．核家族の養育機能に関する医学的研究。主任研究者，国立公衆衛生院乳児衛生室長，高野　陽。

2．都市児童の生活環境と福祉に関する研究。主任研究者，明治学院大学教授，福田垂穂。

3．家庭における安全養育に関する研究。主任研究者，東京大学教授，大場義夫。

4．若い世代の母親の養育態度に関する研究。主任研究者，千葉大学助教授，野口　薫。

### 6月

「児童福祉施設運営管理研究セミナー事例集」第1回編集会議開催，下記のごとく決定。

編集の目的：児童福祉施設の施設長および幹部職員に必要な施設運営管理全般にわたる具体的な実践例を内容とする事例集を作成し，これを標準的な指針として，研究セミナーの教材に用い，併せて全国の児童福祉施設の運営管理に関する参考資料に供する。

昭和51年の編集方針：養護施設における運営管理に関する事例とする。

第4回全国民間児童福祉施設功労者（永年勤続，陰の功労者）ならびに第5回海外研修（アメリカ・メキシコ）候補者推薦について全国都道府県児童福祉主管部(局)あてに推薦依頼出状。

### 7月

国内研修・全国児童館児童厚生員指導技術研修会西日本地区（ワークキャンプ方式によるグループワークの技術等を中心とする臨床型研修，4泊5日）を，28日～8月1日。本渡市・染丘青年の森で，厚生省，開催県・市の後援で開催。府県・指定都市から30人参加。

児童の保育・養育知識等を主体にした「家庭婦人シリーズ」創刊。

第1集：上智大学教授，久保秀史「わが子の性」

第2集：埼玉大学名誉教授，山根薫「子どものしつけ」（12月1日発行予定）

第4回全国民間児童福祉施設功労者（ハワイ施設訪問，日程，8月21日～27日）選考委員会開催，養護施設28人，肢体不自由児施設6人，精神薄弱児施設4人，母子寮5人，盲児施設2人，重症心身障害児施設3人，虚弱児施設2人，計50人を決定。

### 8月

全国青年福祉ボランティア中央研修会（青年福祉ボランティアグループリーダーの能力の開発，新しい技術の伝達，望ましい態度の助長等を目的とする研修，3泊4日）を，31日～9月3日，山梨県立愛宕山少年自然の家で，厚生省，開催県の後援で開催。都道府県・指定都市から50人参加。

第5回海外研修（アメリカ・メキシコの10都市，日程，9月23日～10月18日）団員選考委員会開催，乳児院関係16人，虚弱児施設関係8人，計24人を決定。

理事，唐島基知三，死去。

### 9月

国内研修，全国児童館児童厚生員指導技術研修会東日本地区を，6日～10日，深川市・道立深川青年の家で開催，都道府県・指定都市から30人参加。

本誌第4号編集会議開催，1977年4月刊行を決定。

昭和50年度児童福祉総合研究課題，"幼少児童の健全育成に関する研究"にもとづく「児童福祉委託研究報告，第1集～第4集」刊行。

第1集「家庭児童の健全育成を図る地域福祉活動に関する研究」主任研究者，武蔵大学教授，五島貞次。

第2集「幼少児童の人格形成と家庭環境に関する研究」主任研究者，東京都立大学教授，森　重敏。

第3集「遊びによる幼少児童の健康開発に関する研究」主任研究者，横浜国立大学助教授，斎藤猷能。

第4集「育児に関する国際比較研究」主任研究者，東京警察病院小児科部長，松島富之助。

財団法人
資生堂社会福祉事業財団

*SHISEIDO*
*SOCIAL WELFARE*
*FOUNDATION*